



令和 6 年度版

いすみ市

くらしのガイドブック



いすみ市マスコットキャラクター

いすみん

もくじ

いすみ市役所電話番号一覧.....	1
令和6年度いすみ市行政組織図.....	2
市役所各庁舎のご案内.....	3
広報紙・市ホームページ.....	4
日曜開庁.....	4
届出・証明.....	5
戸籍に関する届出.....	5
住民登録に関する届出.....	6
印鑑登録.....	7
各種証明書.....	7
パスポート.....	10
マイナンバーカード（個人番号カード）.....	10
コンビニ交付サービス.....	11
税・国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療制度.....	12
税金.....	12
国民年金.....	14
国民健康保険.....	15
後期高齢者医療制度.....	17
保健・福祉・医療.....	19
高齢者のために.....	19
介護保険.....	21
子どものために.....	22
保育.....	24
医療費助成.....	25
児童福祉.....	26
障害のある方のために.....	28
健康な毎日のために.....	30
その他の福祉.....	31
社会福祉協議会.....	31
環 境.....	34
上水道.....	34
道路、河川の整備・管理.....	34
市営住宅の入居・管理.....	35
建築確認の申請.....	35

宅地開発等の行為	35
屋外広告物	35
地籍調査	35
ごみ処理	35
教育・文化・スポーツ	39
教育相談	39
文化施設	41
スポーツ施設	42
産 業	46
農林業	46
水産業	47
消防・救急・防犯・防災対策・交通安全	48
消防・救急	48
防犯	49
防災対策	49
交通安全	58
選挙・議会	59
選挙	59
議会	61
その他のくらしの情報	63
□座振替	63
コンビニ収納	63
市民相談	63
無料法律相談	63
ご意見箱	64
犬を飼うなら	64
姉妹都市・友好都市	64
地域内交通	65
シルバー人材センター	66
市内医療機関一覧	67
病院	67
診療所	67
歯科	68
主要公共施設一覧	69
市内郵便番号一覧	71

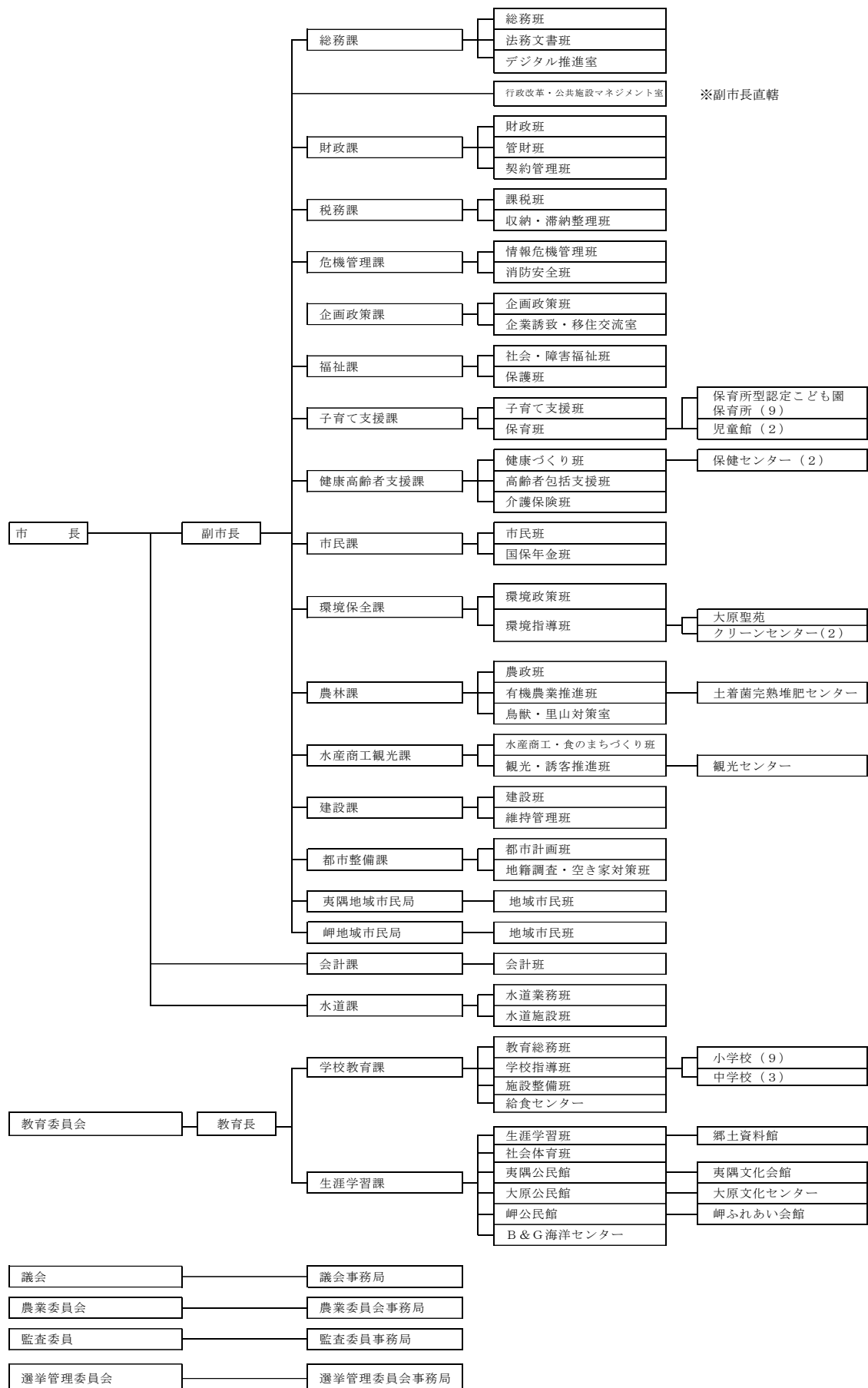
いすみ市役所電話番号一覧

市外局番は0470です。電話番号はお間違えなく。

課 名 等	電話番号
いすみ市役所	(代表) 62-1111 (FAX) 63-1252
総務課	62-1111
財政課	62-1216
税務課 (課税班)	62-1116
税務課 (収納・滞納整理班 収納管理)	62-1294
税務課 (収納・滞納整理班 滞納整理)	62-1123
危機管理課	62-2000
企画政策課 (企画政策班)	62-1382
企画政策課 (企業誘致・移住交流室)	(移住・定住) 62-1332 (ふるさと納税) 62-1022
行政改革・公共施設マネジメント室	62-6565
福祉課	62-1117
子育て支援課	60-1120
健康高齢者支援課 ※大原保健センター内 (健康づくり班)	62-1162
健康高齢者支援課 (高齢者包括支援班、介護保険 班、地域包括支援センター)	62-1118
市民課 (市民班)	62-1114
市民課 (国保年金班)	62-1115
環境保全課	62-1385
いすみクリーンセンター	86-3721
大原クリーンセンター	62-3942
大原聖苑	63-1667
水道課 (水道業務班、水道施設班)	62-1384 (FAX) 62-8100
水道課 (水質関係) ※山田浄水場内	66-0210
農林課 (鳥獣・里山対策室)	62-1280
農林課 (農政班・有機農業推進班)	62-1515
水産商工観光課 (水産商工・食のまちづくり班)	62-1119
水産商工観光課 (観光・誘客推進班)	62-1243
観光センター	64-1111
建設課	62-1272
都市整備課	62-1204

課 名 等	電話番号
会計課	62-1113
議会事務局	62-1406
農業委員会事務局	62-1281
選挙管理委員会事務局	62-1402
監査委員事務局	62-1403
夷隅地域市民局	(代表) 86-2111 (FAX) 86-4729
地域市民班 (税務・会計・環境)	86-2111
地域市民班 (住民票・戸籍・ 国保年金・健康福祉)	86-2112
岬地域市民局	(代表) 87-2111 (FAX) 87-7246
地域市民班 (税務・会計・環境)	87-2111
地域市民班 (住民票・戸籍)	87-2112
地域市民班 (国保年金)	87-2113
地域市民班 (健康福祉)	87-2114
教育委員会	
学校教育課	62-3621 (FAX) 62-2835
学校給食センター	80-5222 (FAX) 80-5223
生涯学習課	62-2811 (FAX) 62-2836
大原文化センター (大原公民館)	63-1222 (FAX) 63-9258
夷隅文化会館 (夷隅公民館)	86-5000 (FAX) 86-5151
岬公民館	87-6111 (FAX) 87-8189
岬ふれあい会館	87-8785 (FAX) 80-3020
B & G 海洋センター	87-5866 (FAX) 87-5866
郷土資料館	86-3708 (FAX) 86-3708

令和6年度いすみ市行政組織図



市役所各庁舎のご案内

【大原庁舎（本庁舎）】

〒298-8501 いすみ市大原7400番地1

4階	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 議場 正・副議長室
3階	水産商工観光課 農林課 農業委員会事務局 教育長室 教育委員会（学校教育課・生涯学習課）
2階	市長室 副市長室 公室 総務課 危機管理課 財政課 企画政策課 行政改革・公共施設マネジメント室 建設課 都市整備課 環境保全課 水道課
1階	会計課 市民課 税務課 福祉課 子育て支援課 健康高齢者支援課（高齢者包括支援班・介護保険班）

大原保健センター ※大原庁舎と隣接しています。

1階	健康高齢者支援課（健康づくり班）
----	------------------

【夷隅庁舎】

〒298-0192 いすみ市国府台1524番地1

1階	地域市民班
----	-------

【岬庁舎】

〒299-4692 いすみ市岬町長者22番地

1階	地域市民班
----	-------

業務時間

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

業務時間外の対応について

土・日曜日、祝日、年末年始や業務時間外の戸籍に関する各種届出や緊急時の対応については、次のとおりです。

区 分		対応窓口
全日（夜間）	午後5時15分から 午前8時30分まで	大原庁舎 警備員 Tel62-1111
土・日曜日、祝日、年末年始	午前8時30分から 午後5時15分まで	大原庁舎 日直 Tel62-1111

広報紙・市ホームページ

広報紙 広報いすみ

大原庁舎 企画政策課 企画政策班 Tel 62-1382

市の地域情報等を提供しています。

●発行日 毎月1日

●配布対象 各戸

●配布方法 各地区の行政協力員を通じて各戸に配布します。

※市役所の各庁舎・各保育所・各公共施設・郵便局・農協・医療機関・コンビニにも置いています。

市ホームページ

大原庁舎 企画政策課 企画政策班 Tel 62-1382

市のくらしの情報等を提供しています。

●ホームページアドレス

<https://www.city.isumi.lg.jp/>

日曜開庁

大原庁舎 市民課 市民班 Tel 62-1114

平日、市役所に来られない方のために毎週日曜日に窓口を開設しています。

転入・転出など住民異動が伴う業務および在留関連事務は取り扱いをしておりませんので、平日の開庁時間に手続きをしてください。

マイナンバーカードの申請・交付等を事前予約にて行っています。希望される方は、必ずご連絡ください。

●開庁日時 毎週日曜日 午前8時30分から正午（年末年始除く）

●開庁場所 いすみ市役所 大原庁舎

戸籍および住民票等の交付請求の際には、本人確認を行うことが法律で規定されています。

代理人や使者が請求する場合は、委任状等の代理権限を証明する書類の添付と窓口に来られた方の本人確認書類が必要です。

※本人確認書類は、7ページの本人確認の方法をご覧ください。

ご利用可能なサービス

●証明書の発行

種類	手数料	必要なもの
住民票の写し（全員・一部）	300円	本人確認書類
住所証明書（軽自動車用）	無 料	本人確認書類
印鑑登録証明書	300円	印鑑登録証
戸籍全部事項証明書・個人事項証明書 （戸籍謄本・戸籍抄本）	450円	本人確認書類
除籍全部事項証明書・個人事項証明書 （除籍謄本・除籍抄本）	750円	本人確認書類
改製原戸籍謄本	750円	本人確認書類
身分証明書（市内に本籍のある方のみ）	300円	本人確認書類

●印鑑の登録

印鑑の登録には、登録する印鑑と顔写真の貼付された官公庁発行の証明書（運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、在留カード等）を本人がお持ちください。登録には手数料300円がかかります。詳しくは7ページの印鑑登録をご覧ください。

代理の方が来庁される場合や、顔写真が貼付された官公庁発行の証明書をお持ちでない方はその日のうちに登録できません。事前にお問い合わせください。

※申請するうえでの注意

住民票は本人、または同じ世帯にある方、戸籍謄本・抄本等は同じ戸籍に名前のある方が配偶者の方および直系血族の方、身分証明書は本人のみが請求できます。それ以外の方は、委任状が必要です。

●パスポートの交付

届出・証明

戸籍に関する届出

大原庁舎 市民課 市民班 TEL 62-1114
 夷隅庁舎 地域市民班 TEL 86-2112
 岬 庁 舎 地域市民班 TEL 87-2112

戸籍は、人の出生や死亡、親子や夫婦などの身分関係を登録し証明する制度です。
 戸籍に関する主な届出は、次のとおりです。

届出の種類	届出人および順序	届出の期間	届出の場所	必要なものなど
出 生 届	①父・母 ②法定代理人 ③同居者 ④出産に立ち会った医師・助産師 ⑤その他の立会者 ⑥公設所の長	出生の日から 14 日以内 ※出生の日から起算し 期間満了の 14 日目が 休日のときは休日の明 けた日が期間満了日	・本籍地 ・出生地 ・届出人の住所 地・所在地のい ずれかの市区 町村の役所	・出生証明書 ・母子健康手帳
死 亡 届	①親族 ②同居者 ③家主 ④地主 ⑤家屋管理人 ⑥土地管理人 ⑦公設所の長 ⑧後見人等	死亡の事実を知った日 から 7 日以内	・死亡者の本籍地 ・死亡地 ・届出人の住所 地・所在地のい ずれかの市区 町村の役所	・死亡診断書または、 死体検案書に医師の 証明があるもの ・火葬料 ・登記事項証明書（届 出人が⑧の場合）
婚 姻 届	夫と妻になる人	届出により効力が生じる ので届出期間はありません	夫婦になる人の 本籍地・住所地・ 所在地のいずれ かの市区町村の 役所	・婚姻届書 ・本人確認書類 （免許証・マイナン バーカード等顔写真 付きのもの） ・夫または妻になる人 が未成年者のときは 父母の同意書 ・戸籍謄本または戸籍 全部事項証明書（本 籍地に届出をする場 合は不要）
		外国の方式により婚姻 が成立した場合は、3 か月以内	外国の方式で婚 姻を成立した場 合は、その国にあ る日本国大使館 （領事館）	
離 婚 届 協議離婚	夫と妻	届出により効力が生じる ので届出期間はありません	夫婦の本籍地・住 所地・所在地のい ずれかの市区町 村の役所	・離婚届書 ・本人確認書類 （免許証・マイナン バーカード等顔写真 付きのもの） ・戸籍謄本または戸籍 全部事項証明書（本 籍地に届出をする場 合は不要）

離婚届 裁判離婚	訴えを提起した者 または調停の申立人 (訴えをした者が 届出期間である 10日以内に届出 しないときは相手 方も届出がでます)	調停、和解の成立、請 求の認諾または審判、 判決の確定の日から 10日以内	夫婦の本籍地・住 所地・所在地のい ずれかの市区町 村の役所	- 離婚届書 - 調停調書、和解調書、 認諾調書、審判書、 判決書のいずれかの 謄本 - 確定証明書 (審判、判決の場合) - 戸籍または戸籍全部 事項証明書(本籍地 に届出をする場合は 不要)
-------------	---	--	---	--

住民登録に関する届出

大原庁舎 市民課 市民班 TEL 62-1114
 夷隅庁舎 地域市民班 TEL 86-2112
 岬 庁 舎 地域市民班 TEL 87-2112

転入・転出・転居で住所が変わったときや、世帯に変更があったときは、決められた日までに、届出をしてください。

届出の種類	届出人	届出の期間	届出の場所	必要なものなど
転入届 (市外から いすみ市へ 引越し)	本人、世帯主、 同一世帯員の いずれかの方	引っ越してきた日 (いすみ市に住み 始めた日) から 14日以内	大原庁舎 市民課市民班 夷隅庁舎 地域市民班 岬庁舎 地域市民班	- 前住所の市区町村が発 行した転出証明書 - マイナンバーカード ※転入される方全員分を ご持参ください - 住民基本台帳カード - 本人確認書類 - 在留カードまたは特別 永住者証明書(外国籍 の方)
転出届 (いすみ市 から市外へ 引越し)		引っ越しする予定 日のおおむね14 日前から引っ越し 後14日以内		- 本人確認書類 ※国外転出の場合 ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード
転居届 (いすみ市 内で引越 し)		引っ越してから 14日以内		- マイナンバーカード ※転居される方全員分を ご持参ください - 住民基本台帳カード - 本人確認書類 - 在留カードまたは特別 永住者証明書(外国籍 の方)

転出および転居の届出の際は、いすみ市発行の国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、印鑑登録証等をご持参ください。

同一世帯員以外の方が届出をするときは、委任状および窓口に来られた方の本人確認書類が必要です。このほか、世帯主変更、世帯合併、世帯分離などの変更があります。

特別永住者の方は特別永住者証明書の記載内容の変更、および証明書交付に関する手続きができます。

●マイナポータルから転出届をオンラインで提出できます

マイナンバーカードをお持ちの方は、転出届をマイナポータルから届出されることにより、転出手続きの来庁が原則不要となります。転出届をした後、転入先市町村の窓口で転入届の手続きは必要です。マイナンバーカードをご持参し、来庁してください。

印鑑登録

大原庁舎	市民課	市民班	TEL 62-1114
夷隅庁舎		地域市民班	TEL 86-2112
岬 庁 舎		地域市民班	TEL 87-2112

印鑑登録とは、お持ちの印鑑をあなた個人のものとして公証するために登録することをいいます。登録された印鑑を実印といい、不動産売買や保証人などに必要とされ、個人の財産や権利を守る大切なものです。

届出の種類	届出人	届出の場所	必要なものなど
印鑑登録	本人	大原庁舎 市民課市民班 夷隅庁舎 地域市民班 岬庁舎 地域市民班	- 登録する印鑑（合成樹脂、ゴム印などでないもの） - 運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付き）、パスポート、在留カードなど、本人の顔写真付きの官公庁発行の証明書

印影の大きさが8ミリ以上25ミリ以内の正方形に収まるもの。

15歳未満の方、意思能力を有しない方は登録できません。

運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付き）、パスポート、在留カードなど、本人の顔写真付きの官公庁発行の証明書をお持ちでない方は、ほかの方法によって登録ができます。

やむを得ない事情がある場合に限り、代理人が登録することができます。お問い合わせください。

印鑑を新規登録するとき、印鑑登録証や登録している印鑑を紛失あるいは破損し再登録するときは手数料がかかります。

各種証明書

住民票・戸籍関係の証明書

大原庁舎	市民課	市民班	TEL 62-1114
夷隅庁舎		地域市民班	TEL 86-2112
岬 庁 舎		地域市民班	TEL 87-2112

●本人確認について

戸籍や住民票等の証明書を請求する際には、本人確認を行うことが法律で規定されています。代理人や使用者が請求する場合は、委任状等の代理権限を証明する書類の添付と窓口に来られた方の本人確認書類が必要です。

●本人確認の方法

窓口に来られた方は、請求書・届書を提出する際に以下のものをご提示ください。

・1点の提示で確認できるもの

- ・運転免許証
- ・住民基本台帳カード（写真付き）
- ・マイナンバーカード
- ・船員手帳
- ・海技免状
- ・パスポート

- ・教習資格認定証
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・公務員の身分証（写真付き）
- ・身体障害者手帳
- ・運転経歴証明書

（平成24年4月1日以降に交付されたもの）

・2点以上の提示で確認するもの

- ・各種健康保険被保険者証
- ・年金手帳
- ・年金証書
- ・恩給証書

- ・住民基本台帳カード（写真なし）
- ・学生証
- ・法人が発行した身分証
- ・生活保護受給証明書

【各種証明書の手数料】

証明書等の種類	手数料	必要なものなど
住民票の写し	300円	本人確認書類
住民票の写し ※広域交付	300円	本人確認書類
住民票の除票の写し	300円	本人確認書類
マイナンバーカード再交付手数料 (電子証明書含む場合)	800円 (1,000円)	・本人確認書類 ・顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)
住所証明書(軽自動車用)	無 料	本人確認書類
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	450円	本人確認書類 ※原則として同じ戸籍に名前のある方、 配偶者の方および直系血族の方だけが 請求することができます。
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	450円	
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	750円	
除籍個人事項証明書(除籍抄本)	750円	
改製原戸籍謄本	750円	
改製原戸籍抄本	750円	
戸籍の受理証明書	350円	
戸籍記載事項証明書	350円	
除籍記載事項証明書	450円	
戸籍の附票の写し	300円	本人確認書類
身分証明書	300円	本人確認書類 ※本人のみ(代理人の場合は委任状)
印鑑登録証明書	300円	印鑑登録証
印鑑登録	300円	7ページ参照

各種証明書は各庁舎で請求することができます。

※ 広域交付とは、他市区町村に住民登録がある方でも、いすみ市の窓口で住民票の写しを請求することができます。(本籍地の記載はできません。)

郵送による戸籍関係証明・住民票の写しの請求方法

郵送で戸籍関係証明・住民票の写しを請求することができます。

郵送で請求される場合は、本人確認書類(7ページ参照)の写しを請求書・手数料分の定額小為替・切手を貼付した返信用封筒とともにお願いします。なお、請求者の住所以外には送付できません。

●戸籍関係証明

請求する方の住所・氏名・電話番号、必要な方の氏名・本籍、戸籍の筆頭者名、必要な通数、使いみち、謄本または抄本の別を明記し、手数料分の郵便局の定額小為替と返信用封筒(切手貼付)を同封して請求してください。

●住民票の写し

請求する方の住所・氏名・電話番号、必要な方の氏名・住所・世帯主名・必要な通数・世帯全員または一部の別・本籍続柄記載の有無を明記し、手数料分の郵便局の定額小為替と返信用封筒(切手貼付)を同封して請求してください。



原動機付自転車・小型特殊自動車の登録など

大原庁舎 税務課 課税班 TEL 62-1116
 夷隅庁舎 地域市民班 TEL 86-2111
 岬庁舎 地域市民班 TEL 87-2111

原動機付自転車、小型特殊自動車は、市へ登録してナンバープレートの交付を受けてください。

届出の種類	届出の場所	必要なものなど
原動機付自転車・小型特殊自動車を登録するとき	大原庁舎 税務課課税班 夷隅庁舎 地域市民班 岬庁舎 地域市民班	・名義が法人等の場合は、代表者印を押印するか、代表者印を押印した委任状が必要です。 ・車台番号などが特定できる書類（販売証明書、譲渡証明書など） ・手数料無料
原動機付自転車・小型特殊自動車の登録を抹消するとき		・名義が法人等の場合は、代表者印を押印するか、代表者印を押印した委任状が必要です。 ・ナンバープレート（紛失した場合は、弁償金200円が必要です。） ・標識交付証明書 ・手数料無料

税関係の証明など

大原庁舎 税務課 TEL 62-1116・62-1294
 夷隅庁舎 地域市民班 TEL 86-2111
 岬庁舎 地域市民班 TEL 87-2111

証明書の種類	手数料	必要なものなど
所得証明書	1枚 300円	申請者が本人以外の場合は委任状が必要です。 所有者が法人等の場合は、代表者印を押印するか、代表者印の押印した委任状が必要です。 臨時運行許可申請は、運転免許証、車検証、自動車損害賠償責任保険証が必要です。
市・県民税課税証明書	1枚 300円	
市・県民税非課税証明書	1枚 300円	
市・県民税決定額証明書	1枚 300円	
所在証明書 ・軽自動車登録用 ・普通自動車登録用	無料 1枚 300円	
納税証明書	1枚 300円 (車検用は無料)	
資産証明書	1枚 300円	
公課証明書	1枚 300円	
評価証明書	※2枚目以降5筆(棟)ごと	
住宅用家屋証明書	1件 1,300円	
臨時運行許可証	1件 750円	
公図等の写し	1枚 300円	



パスポート

大原庁舎 市民課 市民班 TEL 62-1114

- 申請できる方 千葉県に住民登録している方および千葉県外に住民登録している方で就学などにより継続的に千葉県に居住している方
- 取扱業務 新規・切替申請と交付
記載事項変更・査証欄無申請と交付
有効期間内のパスポートの紛失・盗難・焼失の届出
- 業務時間 申請…月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分まで
交付…月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分まで
日曜日の午前9時から正午まで
※申請から交付（受け取り）までの日数は、申請を受理した日から9日目以降となります。
（土曜日、日曜日、振替休日、祝日、年末年始を除く。）

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンライン申請ができます。
なお、新規申請等で戸籍謄本が必要な方については、郵送または持参により提出ください。
オンライン申請すれば受取時のみ来庁すればよくなります。

マイナンバーカード（個人番号カード）

大原庁舎 市民課 市民班 TEL 62-1114
夷隅庁舎 地域市民班 TEL 86-2112
岬 庁 舎 地域市民班 TEL 87-2112

●申請

郵送、スマートフォン、パソコン、まちかどの証明用写真機で申請できます。

また、市民の方は、各庁舎で申請に必要な顔写真をタブレット端末を利用して撮影し、オンライン申請する事ができます。

タブレット申請 平日 午前9時から午後5時まで 各庁舎

日曜日 午前8時40分から午前11時20分まで 大原庁舎 ※事前予約必要

木曜日 午後5時20分から午後7時20分まで 大原庁舎 ※事前予約必要

出張申請（企業等一括申請） 市職員が市内の企業や地域団体等を訪問し、一括で申請を受け付けます。

- ・申請希望者が概ね10名以上の団体

- ・希望日の20日前までに大原庁舎市民課へ事前予約必要

申請書の再発行や申請方法については上記までお問合せください。

カードの交付は申請後、3週間から1か月程度かかります。

●交付

平日 午前9時から午後5時まで 各庁舎

日曜日 午前8時40分から午前11時20分まで 大原庁舎 ※事前予約必要
（メンテナンスの日を除く）

木曜日 午後5時20分から午後7時20分まで 大原庁舎 ※事前予約必要

必要なもの ・通知カード

- ・マイナンバーカード交付・電子証明書発行通知書兼照会書

- ・本人確認書類

※7ページの本人確認の方法をご覧ください。

●電子証明書発行・更新

マイナンバーカードをお持ちの方で署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の発行・更新を希望される場合は各庁舎窓口までお越しください。

（電子証明書の有効期限は発行から5回目の誕生日まで。期限の3か月前から更新ができます。）

必要なもの ・マイナンバーカード（更新にはカード交付時に設定した暗証番号が必要）

コンビニ交付サービス

大原庁舎 市民課 市民班 TEL 62-1114
 税務課 課税班 TEL 62-1116

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末（マルチコピー機）から、住民票の写しなどが取得できます。サービスを利用するには、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書を搭載したもの）が必要です。

●利用時間・交付手数料

証明書の種類	手数料（市窓口と同額）	利用時間
住民票の写し	1通 300円	午前6時30分から午後11時00分 ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。 ※システムメンテナンス実施日はシステムを停止するためコンビニ交付サービスを利用できません。
印鑑登録証明書	1通 300円	
市・県民税決定額証明書 （所得課税証明）	1通 300円	
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	1通 450円	
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	1通 450円	
戸籍の附票	1通 300円	

利用できる証明書

●住民票の写し

いすみ市に住民登録している本人または同一世帯員が利用できます。

マイナンバー、住民票コードは記載できません。

除かれた住民票（除票）は取得できません。

同じ世帯に転出予定の方（転出届を出された方）がいる場合など証明書が発行できない場合があります。

●印鑑登録証明書

印鑑登録されている本人が利用できます。

●戸籍全部事項証明（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明（戸籍抄本）、戸籍の附票

住所、本籍地ともにいすみ市の方、他市にお住まいで本籍地がいすみ市の方が利用できます。

●市・県民税決定額証明書（所得課税証明）最新年度分

最新年度分を本人が取得できます。

賦課期日（1月1日）とコンビニ交付サービス利用日のいずれもいすみ市にお住まいの方が利用できます。（賦課期日にいすみ市にお住まいでも、利用日時時点で他市町村へ転出済の方は利用できません。）

この証明書は税額以外にも所得額各種控除等が記載されています。税額のみが記載された証明書が必要な方は市役所窓口または郵送にて請求してください。



税・国民年金・国民健康保険・ 後期高齢者医療制度

大原庁舎	税務課	課税班	TEL 62-1116
		収納・滞納整理班（収納管理）	TEL 62-1294
		収納・滞納整理班（滞納整理）	TEL 62-1123
	市民課	国保年金班	TEL 62-1115
夷隅庁舎		地域市民班	TEL 86-2111
岬庁舎		地域市民班	TEL 87-2111

税金

市民税

●市民税（個人）は次の方に課税されます。市民税が課税される方には県民税も併せて課税されます。

- ・1月1日現在、市内に住所がある方で前年（1月から12月まで）に一定以上の所得があった方（所得割と均等割）
- ・1月1日現在、市内に住所がない方で事務所・事業所または家屋敷が市内にある方（均等割）

●法人市民税は、市内に事務所・事業所などがある法人等に課税される税金で、「法人税割」と「均等割」があります。

原則として事業年度終了の翌日から2か月以内に確定申告をして納めます。

法人等が事務所・事業所などを設けた場合、あるいは廃止した場合は、速やかに登記簿謄本等を添付した届出書の提出が必要です。

軽自動車税

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪小型自動車を所有されている方に課税されます。

固定資産税

1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

区 分	種 類
土 地	田、畑、宅地、山林、池沼、牧場、原野などの土地
家 屋	住宅、店舗、工場、倉庫、事務所などの建物
償却資産	土地・家屋以外の事業用設備、機械・器具など

●免税点

課税標準額が、土地30万円未満・家屋20万円未満・償却資産150万円未満の場合、課税されません。

●税額

課税標準額（土地・家屋・償却資産）×税率（1.4／100）＝固定資産税になります。

毎年4月に課税台帳の縦覧ができます。詳しくは、広報紙等でお知らせします。



国民健康保険税

国民健康保険に加入している世帯の世帯主に対して課税されます。

国民健康保険に加入しているすべての方は、「医療分」と「後期高齢者支援金分」を、40歳以上65歳未満（介護保険第2号被保険者）の方は、「介護分」も併せて国民健康保険税として納めていただきます。

●保険税の算出方法

国民健康保険税は、以下の項目をもとに割り振り、それを併せて一世帯の保険税として算出します。

国民健康保険税＝①医療分＋②後期高齢者支援金分＋③介護分（40歳以上65歳未満）

医療分

所得割	世帯（加入者）の前年の所得に応じて計算
均等割	世帯の該当者数に応じて計算
平等割	一世帯あたりの定額

後期高齢者支援金分・介護分

所得割	世帯（該当者）の前年の所得に応じて計算
均等割	世帯の該当者数に応じて計算

年度の途中で加入または脱退した場合は月割りで計算し、納税通知書を送付します。

（加入月分は1か月分課税し、脱退月分は課税しません。）

税率は、医療費の状況、後期高齢者支援金、介護納付金の額に応じて見直しを行います。

世帯ごとに所得要件による軽減措置や、後期高齢者医療制度創設に伴う経過措置として、世帯要件による減額などが受けられます。

世帯主を含め65歳以上75歳未満の加入者のみの世帯で、一定の要件を満たした場合、年金からの天引き（特別徴収）を行います。

（ただし、本人から申し出を行っていただくことにより、口座振替での納付方法に切り換えることが可能です。）

●税関係の証明申請方法等

税関係の証明書類等については、9ページをご覧ください。

市税の納期

市税の納期は次の表のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税 （普通徴収）			◎ 第1期		◎ 第2期		◎ 第3期			◎ 第4期		
市県民税 （年金特別徴収）	◎		◎		◎		◎		◎		◎	
固定資産税	◎ 第1期			◎ 第2期					◎ 第3期		◎ 第4期	
軽自動車税		◎ 全期										
国民健康保険税 （普通徴収）				◎ 第1期	◎ 第2期	◎ 第3期	◎ 第4期	◎ 第5期	◎ 第6期	◎ 第7期	◎ 第8期	
国民健康保険税 （特別徴収）	◎		◎		◎		◎		◎		◎	

国民年金

大原庁舎 市民課 国保年金班 TEL 62-1115
 夷隅庁舎 地域市民班 TEL 86-2112
 岬庁舎 地域市民班 TEL 87-2113

（国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方すべてが加入しなければなりません）
 国民年金の加入者は、次の3種類に分かれています。

区 分	加 入 者	手 続 き	保険料の納入方法
第1号被保険者	自営業・農業・学生・アルバイト・無職の方など	加入者自身が市で行います。	加入者自身が納めます。
第2号被保険者	会社員・公務員など	勤務先の事業所が行います。	勤務先の厚生年金など年金制度により厚生年金保険料（共済組合の掛金）として給料から納めます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	扶養している方の勤務先の事業所が行います。	扶養している方の加入年金制度により納めます。

次のような場合は、手続きをしてください。

手続きが必要なとき		手続きの場所	手続きに必要なもの
国民年金に加入しなければなら ないとき	会社をやめたとき	大原庁舎 市民課国保年金班	- 基礎年金番号のわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書） - 退職年月日のわかる書類
	会社員である配偶者の扶養（健康保険）からはずれたとき	夷隅庁舎 地域市民班	- 基礎年金番号のわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書） - 扶養をはずれた年月日のわかる書類
	任意加入するとき	岬庁舎 地域市民班	- 基礎年金番号のわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書） - 預金通帳 - 銀行のお届け印
加入の必要がな くなるとき	会社に就職したとき	勤務先	手続きの必要はありません。所定の手続きは、勤務先にて行います。（ただし、国民健康保険に加入している方は手続きの必要があります。）
	死亡したとき		- 年金証書（手帳） - 預金通帳（未支給年金を受給する遺族のもの） - 戸籍全部事項証明書（謄本） - 住民票（除票）（世帯全員）など - 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
その他	保険料を納められないとき（免除申請・学生納付特例申請）	大原庁舎 市民課国保年金班	- 基礎年金番号のわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書） - 学生は、学生証の写し（両面）または在学証明書
	年金手帳をなくしたとき	夷隅庁舎 地域市民班	本人確認できるもの（運転免許証またはマイナンバーカード等）
	国民年金を請求するとき（1号被保険者の方）	岬庁舎 地域市民班	- 基礎年金番号のわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書） - 配偶者の年金証書（手帳） - 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等） - 預金通帳 - 住民票（世帯全員）、戸籍全部事項証明書（謄本）、所得証明書など

国民健康保険

大原庁舎 市民課 国保年金班 TEL 62-1115
 夷隅庁舎 地域市民班 TEL 86-2112
 岬庁舎 地域市民班 TEL 87-2113

国民健康保険は、勤務先の健康保険や共済組合などに加入していない、日本国内に住所のある方すべてが加入しなければなりません。

また、外国人の方で原則 3 か月以上、日本国内に滞在する方についても国民健康保険に加入しなければなりません。

次のような場合は、14日以内に手続きをしてください。

手続きが必要なとき		手続きの場所	手続きに必要なもの
国民健康保険に加入しなければならないとき	他の市区町村から転入したとき	大原庁舎 市民課国保年金班 夷隅庁舎 地域市民班 岬庁舎 地域市民班	世帯主と対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
	勤務先の健康保険をやめたときや被扶養者からはずれたとき		- 健康保険の資格喪失証明書 - 世帯主と対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
	子どもが生まれたとき		世帯主の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
	生活保護を受けなくなったとき		- 保護廃止決定通知書 - 世帯主と対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
加入の必要がなくなる時	他の市区町村へ転出するとき		- 国民健康保険証 - 世帯主と対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
	勤務先の健康保険に入ったときや被扶養者に認定されたとき		- 国民健康保険証と勤務先の健康保険証 - 世帯主と対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
	死亡したとき		- 国民健康保険証 - 世帯主と対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
	生活保護を受けるようになったとき		- 国民健康保険証 - 保護開始決定通知書 - 世帯主と対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき		- 国民健康保険証 - 世帯主と対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
	国民健康保険証をなくしたとき		- 本人の確認できるもの（運転免許証・個人番号カード等） - 世帯主と対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
	就学のため、子どもが他の市区町村に転出するとき		- 在学証明書 - 国民健康保険証 - 世帯主と対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）

●国民健康保険で受けられる給付

種 類	給付の内容
療養の給付	病気やケガをしたとき、医療機関の窓口で国民健康保険証を提示することにより、医療費の一部負担金（2割・3割）を支払い、残りの7割または8割を国民健康保険で負担します。
療養費	緊急時や旅先など、やむを得ない理由で国民健康保険証を持たずに医療機関へ受診したときや、治療用補装具代等は、いったん全額を支払い、申請により後日保険給付費分（7割または8割）の払い戻しが受けられます。
高額療養費	1か月（同じ月）の医療費が高額になり、医療費の自己負担額が個人や世帯の限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。
高額介護合算療養費	国民健康保険と介護保険の合算した1年間の合計した自己負担額が個人や世帯の限度額を超えた分が、高額介護合算療養費として支給されます。
出産育児一時金	直接支払制度（出産予定の医療機関等と合意文書を交わすことにより、支給額の範囲内で市から出産育児一時金が医療機関等に直接支払われます。）により支給されますが、この制度を利用されない方については、出産した時、世帯主からの申請により支給されます。
葬祭費	国民健康保険の被保険者が死亡したとき、申請により葬祭を行った方に支給されます。
短期人間ドック 脳ドック PET 検査の助成	国民健康保険の加入期間が1年以上の35歳以上で、国民健康保険税を完納されている方、前回利用時から1年経過している方（初めての利用者を除く）、利用に係る年度（4月から翌年3月末まで）において特定健康診査を受診していない方が助成の対象となります。助成は年度内（4月から翌年3月末まで）1回となります。利用予定日の15日前までに必ず利用届を提出してください。

●70歳からの医療

70歳から74歳までの方は、国民健康保険高齢受給者として、自己負担金が2割となります。

（ただし、一定の所得のある方は3割となります）

いすみ市の国民健康保険証は、高齢受給者証を兼ねていますので国民健康保険証に自己負担割合（2割または3割）が表示されています。

- ・1日生まれの方 → 誕生月から
- ・2日から31日生まれの方 → 誕生月の翌月から

●特定健康診査

4月1日時点で、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者の方を対象に、特定健康診査を行っています。

特定健康診査とは、高血圧症や糖尿病など生活習慣病の予防及び早期発見のための健康診査です。

ご自身の健康状態を確認するため、毎年特定健康診査を受診しましょう。

※30ページの健康診査をご覧ください。

※特定健康診査を年度内に受けた方は、人間ドックの助成は受けることができませんが、脳ドック、PET 検査の助成を受けることができます。



●一部負担金の免除等

災害など、次の「特別な理由」により生活が一時的に苦しくなり、医療機関への支払いが困難と認められるときは、世帯主の申請により医療費の一部負担金について減額・免除・徴収猶予が受けられる場合があります。

■特別の理由

- ①震災、風水害、火災等により資産に重大な損害を受けたとき。
- ②干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁により収入が減少したとき。
- ③事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ④その他①から③に類する事由があったとき。

※被保険者証などの再交付や、各種給付などの申請には、本人確認をさせていただきます。代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認ができるものが必要となります。

※本人確認書類は、7ページの本人確認の方法をご覧ください。

後期高齢者医療制度

大原庁舎	市民課	国保年金班	TEL 62-1115
夷隅庁舎		地域市民班	TEL 86-2112
岬庁舎		地域市民班	TEL 87-2113

後期高齢者医療制度は、少子高齢化が進み、高齢者の医療費が増え続けている状況において、将来にわたって持続的かつ安定的な医療制度の運営を確保するために、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい仕組みを持続するため、75歳以上の高齢者を対象に創設された制度です。

●被保険者

- ・75歳以上の方（75歳の誕生日から資格取得）
- ・65歳以上75歳未満の一定の障害がある方で、千葉県後期高齢者医療広域連合に届出をして認定を受けた方

●被保険者証

1人に1枚交付されます。

後期高齢者医療被保険者証には、自己負担割合（1割、2割、3割）が表示されています。

●保険料

保険料は、前年の所得等に応じて個人単位で納めていただきます。

保険料率は、千葉県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに見直します。

令和6・7年度の保険料率は次のとおりです。

区 分	保険料率
所得割率	9.11%
被保険者均等割額	43,800円
保険料の限度額	730,000円

所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料の軽減措置があります。

原則として年額18万円以上の年金受給者は、年金から天引きされます。（特別徴収）

それ以外の方は、納付書により納めていただきます。（普通徴収）

※特別徴収者であっても、保険料が、介護保険料と後期高齢者医療保険料合わせ年金受給額の1/2を超える場合、後期高齢者医療保険料は、普通徴収となります。

※75歳に到達した年度の、後期高齢者医療保険料は、普通徴収となります。

●保険料の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	
特別徴収	○		○		○		○		○		○	

●後期高齢者医療制度で受けられる給付

種 類	給付の内容
療養の給付	病気やケガをしたとき、医療機関の窓口で後期高齢者医療被保険者証を提示することにより、医療費の一部負担金を支払い、残りを後期高齢者医療制度で負担します。
療養費	緊急時や旅先など、やむを得ない理由で後期高齢者医療被保険者証を持たずに医療機関へ受診したときや、医師が治療上必要と認め作成した補装具代等の療養費は、いったん全額を支払い、申請により後日保険給付費分の払い戻しが受けられます。
高額療養費	1か月（同じ月）の医療費が高額になり、医療費の自己負担額が個人や世帯の限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。

高額介護合算療養費	後期高齢者医療保険と介護保険の合算した1年間の合計した自己負担額が個人や世帯の限度額を超えた分が、高額介護合算療養費として支給されます。
葬祭費	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられたとき、申請により葬祭を行った方に支給されます。
短期人間ドックの助成	後期高齢者医療制度の加入期間が1年以上で、後期高齢者医療保険料を完納されている方、前回利用時から1年経過している方（初めての利用者を除く）、利用に係る年度（4月から翌年3月末まで）において特定健康診査を受診していない方が助成の対象となります。助成は年度内（4月から翌年3月末まで）1回となります。 利用予定日の15日前までに必ず利用届を提出してください。

※後期高齢者医療被保険者証などの再交付や、高額療養費などの届出には、本人確認をさせていただきます。代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認ができるものが必要となります。

※本人確認書類は、7ページの本人確認の方法をご覧ください。

●健康診査

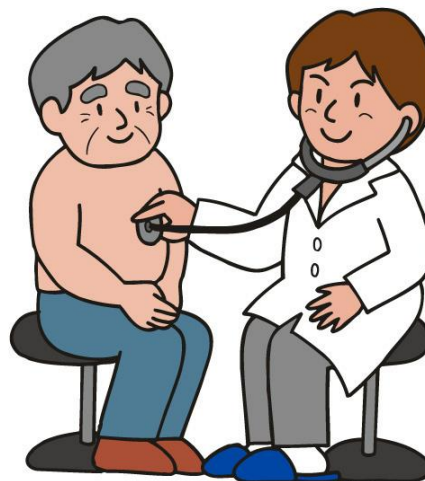
4月1日時点で、後期高齢者医療制度の被保険者の方を対象に、健康診査を行っています。健康診査とは、高血圧症や糖尿病など生活習慣病の予防及び早期発見のための健康診査です。

ご自身の健康状態を確認するため、毎年健康診査を受診しましょう。

※30ページの健康診査をご覧ください。

●歯科口腔健康診査

76歳になる後期高齢者医療制度の被保険者の方を対象に、口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため歯科口腔健康診査を行っています。



保健・福祉・医療

高齢者のために

大原庁舎	健康高齢者支援課	介護保険班	高齢者包括支援班	地域包括支援センター	TEL 62-1118
大原保健センター		健康づくり班			TEL 62-1162
夷隅庁舎		地域市民班			TEL 86-2112
岬庁舎		地域市民班			TEL 87-2114

健康高齢者支援課では、市民の方々が毎日をしこやかに過ごすことができるように、健康づくり・生きがいづくり支援を行っています。

高齢者の総合相談

地域包括支援センターでは、高齢者の皆様が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、高齢者に関する幅広い相談を受け付けています。介護に関する悩みや健康、医療、福祉に関すること、また、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援などさまざまな相談に総合的に対応しています。

相談時間は、月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分です。なお、夜間等の連絡体制を備えています。

また、より身近な相談の場として、下記6ヶ所にも窓口を設置しています。

名 称	住 所	連絡先
特別養護老人ホーム愛恵苑	いすみ市岬町中滝 1692-3	TEL 87-8933
特別養護老人ホームいすみ苑	いすみ市能実 615	TEL 86-5560
特別養護老人ホームシルバーガーデン	いすみ市新田若山深堀入会地 9	TEL 62-8855
特別養護老人ホーム茶ノ木台くらぶ	いすみ市山田 6033-3	TEL 60-6660
特別養護老人ホームゆかり岬	いすみ市岬町押日 1508-3	TEL 62-6660
いすみ市社会福祉協議会	いすみ市岬町東中滝 720-1	TEL 87-8910

高齢者支援事業

●見守りあんしん電話事業

常時ひとり暮らしで、継続して安否の確認を必要とする75歳以上の方または重度の身体障害をお持ちの方を対象に、固定型通報装置一式を自宅に設置又は携帯型通報装置を貸与し在宅時の見守りをします。なお、65歳以上の方であれば状況によって設置できる場合がありますので、お問い合わせください。

●高齢者救急医療情報キット配付事業

病気や災害時に迅速かつ適切に救急医療活動を受けられる体制を整えるため、65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の希望者を対象に、救急医療情報キットを無料配付します。

●高齢者見守りネットワーク事業

民間事業者の協力のもと、見守り協力事業者が市内での業務中に高齢者の異変に気づいた時に市役所へ連絡してもらい、市職員が状況を確認することで高齢者を見守ります。

●高齢者見守り活動事業

市民の協力のもと、各行政区において高齢者見守り協力員を配置し、高齢者世帯宅を訪問して見守る活動が継続的に行われるよう推進しています。

●孫の手生活援助事業

在宅で75歳以上の市町村民税非課税の高齢者のみの世帯の方が、日常生活上の軽易な作業を業者に依頼した際に、その作業にかかる費用の一部を助成します。

●介護用品支給事業

在宅で常時介護用品を使用する要介護3・4・5で、市町村民税非課税世帯の方を対象に紙おむつや尿とりパット等の介護用品と引換できる給付券を交付します。

●家族介護教室支援事業

在宅で介護している家族へ、高齢者の介護の方法や介護者の健康づくり、要介護状態にならないための予防方法等について、知識・技術を習得する教室を開催します。

●在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業

介護保険法における要介護に該当しない、65歳以上の方を対象に、要介護状態への進行の防止や自立した生活を確保するため、養護老人ホームで生活習慣等の指導を行います。

●敬老祝品贈呈事業

敬老週間に合わせ、満100歳の方に祝品を贈呈します。

●認知症サポーター養成事業

市内に在住、在勤、在学している方を対象とし、認知症の方に対しての正しい理解や接し方等の研修を行い、サポーターを養成します。

●インフルエンザ予防接種

65歳以上の方または、60歳から64歳の心臓・腎臓・呼吸器等の疾患を有する方に、インフルエンザの予防接種費用の一部を助成します。

●肺炎球菌予防接種

65歳（65歳になる当日から66歳の誕生日前日まで）の方または、60歳から64歳の心臓・腎臓・呼吸器等の疾患を有する方で今までに一度も肺炎球菌予防接種を受けたことがない方を対象に、肺炎球菌予防接種費用の一部を助成します。

●徘徊高齢者家族支援事業

徘徊の症状がある高齢者に携帯端末機を貸与し、徘徊高齢者の早期保護と家族負担の軽減を図ります。

介護予防事業

●住民主体の介護予防活動（通いの場）

参加者が主体となり、仲間と一緒に楽しく介護予防のための運動機能・認知機能を高めるプログラムを中心に、口腔機能向上・レクリエーション等さまざまなプログラムに取り組みます。

●認知症予防カフェ（集いの場）

地域の高齢者やその家族が集い、おしゃべりやお茶を楽しみながら、ほっとできる場として、また地域の支えあいの場になることを目的として、介護予防ボランティアなどが運営しています。

●出前介護予防教室

65歳以上の高齢者で構成している地域の団体（長寿会・町内会等）を対象に、市職員や介護ボランティアが介護予防に関する出前教室を行います。

●介護予防教室

生き生きと暮らし続けることができるように介護予防・健康づくりのきっかけづくりを目的とした教室です。運動・口腔機能の向上、低栄養予防に関する講話や実技を行います。

介護保険

大原庁舎	健康高齢者支援課	介護保険班	Tel 62-1118
夷隅庁舎		地域市民班	Tel 86-2112
岬庁舎		地域市民班	Tel 87-2114

介護保険制度は、寝たきりや認知症などで介護や支援が必要となった方が安心して介護サービスを受けることができるように、社会全体で支えあっていく制度です。

介護サービスが必要になった場合は、上記窓口へ申請してください。

●介護保険被保険者

- ・第1号被保険者 65歳以上の方
原因を問わず介護や支援が必要になったとき、介護認定を受けた方は、介護サービスを受けることができ、そのサービス費用の7～9割が保険給付されます。
- ・第2号被保険者 40歳から64歳までの方で医療保険加入者
老化に伴う特定の病気を原因として介護や支援が必要になったとき、介護認定を受けた方は、介護サービスを受けることができ、そのサービス費用の9割が保険給付されます。

●介護保険被保険者証について

被保険者証は、65歳以上の方および第2号被保険者のうち介護認定を受けた方に交付しています。申請時や介護サービス利用時に必要となりますので大切に保管してください。

●介護保険料

65歳以上の方の介護保険料については、3年ごとに策定する市の介護保険事業計画で決定します。また、介護保険料の所得段階は、本人の所得の状況と世帯の課税状況により区分されます。

65歳以上の方の介護保険料は、次のとおりです。

所得段階別区分		年 額
第1段階	・生活保護受給者の方、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の方	17,784円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の方	30,264円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が120万円を超える方	42,744円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の方	56,200円
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超える方	62,400円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円未満の方	74,900円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の方	81,100円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方	93,600円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の方	106,100円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の方	118,600円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の方	131,000円

第12段階	・本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の方	143,500円
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が720万円以上の方	149,800円



65歳以上の方の保険料の納期（○印の付いている月が、納付月です。）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	
特別徴収	○		○		○		○		○		○	

※普通徴収とは、納付書で納めていただくもので、特別徴収とは、年金から天引きされるものです。

子どものために

大原保健センター 健康高齢者支援課 健康づくり班 TEL 62-1162

●母子健康手帳の交付

妊娠したときは、マイナンバーカード（個人番号）、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）を持参のうえ、大原保健センターへ届出ください。出産応援給付金の申請を希望する方は、妊娠届出時に妊婦の口座番号がわかるもの（通帳またはキャッシュカード等）をお持ちください。母子健康手帳は、妊娠中の健康管理のほか、予防接種の記録等、妊娠期から学童期までの母と子の健康状態や予防接種の記録をするものです。

※出産応援給付金の支給は、医師による妊娠の事実確認が必要です。

●出産・子育て応援給付金事業

妊娠・出産期の伴走型相談支援を拡充するとともに、経済的支援として現金を支給します。

●妊産婦一般健康診査

- ①母子健康手帳別冊の「医療機関委託妊婦健康診査受診票」を使用して医療機関等で健康診査を受けた場合、最大14回費用助成されます。健康診査では、超音波検査、子宮頸部がん検診、その他血液検査等を行います。
- ②母子健康手帳別冊の「医療機関委託妊婦健康診査受診票」を使用して受診した妊婦健康診査と産婦健康診査を受診した方（上限2回）に対して、自己負担額の一部を費用助成します。
- ③多胎妊婦のうち、①の14回分の受診票をすべて使用し、15回目以降の費用を自己負担した基本的な妊婦健康診査について費用助成をします。

●妊婦健康相談

妊娠中の生活、栄養等について、保健師、栄養士が電話・面談・家庭訪問等で対応します。

●産後ケア事業

出産後のお母さんが安心して子育てできるよう、心身のケアや育児サポート等を行い、産後の生活を支援します。産後ケア（デイサービス型）を利用される場合は、未就園の兄弟（きょうだい）の一時保育が可能です。

●産後ケア応援事業

市内産科医療機関で妊婦一般健康診査を受けた回数分、産後ケア事業の利用料が無料になる産後ケア応援クーポン券を発行します。クーポン券は、いすみ市より発行される産後ケア利用券（上限14枚）を使用して産後ケア施設を利用いただくとき、利用券とあわせてクーポン券をご提出いただくと産後ケアの利用負担金が無料となります。

●妊産婦交通費助成

自宅から市外の産科医療機関及び助産所（助産師が出張で自宅に健診に来た場合の交通費を含む）にて妊婦・産婦健診を受診した際の交通費を助成します。（助成回数：最大16回）

●ハッピーバース応援事業

妊婦とその家族が安心して出産を迎えることができるよう独自に出産育児一時金を支給します。

●新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問）

子どもが生まれてからおおむね1か月以内に専門職員が訪問し、発育・発達確認と育児相談に応じます。出産後、母子健康手帳別冊に入っている出生通知書に必要事項をご記入のうえ投函または担当課へ持参してください。後日担当者が連絡します。

●乳児一般健康診査

母子健康手帳別冊に入っている受診票で、新生児聴覚検査の助成と、生後3か月から6か月と生後9か月から11か月の間に医療機関で実施する健康診査のうち、2回を助成します。

●乳児相談

生後8か月から9か月児を対象に、計測、発達の確認、離乳食の進め方などの相談に、保健師・栄養士が対応します。

●幼児健康診査（集団）

幼児の発育・発達の確認、疾病の早期発見、生活や栄養、育児に関する指導により、健康の保持増進を図るため、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行います。（1歳6か月・3歳児健康診査時に希望によりフッ素塗布を実施します）該当者には、個別通知します。

●乳幼児健康相談

「健康相談」の日に、予約制で保健師、栄養士が相談に応じます。

●歯っぴー健診

2歳から3歳の誕生日前日までのお子さんを対象に市内契約歯科医療機関で、歯科健診、希望によりフッ素塗布を受けることができます。該当者には受診券を個別にお渡しします。

●予防接種

感染症を予防し、重症化や合併症を防ぐため予防接種を実施します。接種はすべて契約医療機関での個別接種となります。

・定期予防接種（乳幼児対象）

①ロタウイルスワクチン ②Hib（ヒブ）ワクチン ③小児の肺炎球菌感染症ワクチン ④B型肝炎ワクチン ⑤四種（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）混合ワクチンまたは五種（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・Hib）混合ワクチン ⑥BCG（結核）ワクチン ⑦水痘（みずぼうそう）ワクチン ⑧麻疹風疹混合ワクチン ⑨日本脳炎ワクチン

・定期予防接種（小・中・高校生対象）

①日本脳炎ワクチン ②二種（ジフテリア・破傷風）混合ワクチン ③ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）ワクチン

・費用助成のある任意予防接種（乳幼児、小・中・高校生対象）

①おたふくかぜワクチン ②不活化ポリオワクチン任意追加接種 ③三種混合ワクチン任意追加接種（①は1歳から年長児相当、②、③は年長児相当）

④任意インフルエンザワクチン（生後6か月から高校3年生相当年齢まで）⑤髄膜炎菌ワクチン（中学3年生対象）⑥ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン（小学6年生から高校1年生相当の男子）

※①、②、③、⑤、⑥は保護者による事前申請が必要です。

●かるがも相談（乳幼児発達相談）

予約制で乳幼児の心理、発達、育児に関連した悩みや心配ごとに、言語聴覚士、臨床心理士等が、相談に応じます。

●不妊治療費助成事業

不妊治療を行った 43 歳以上のご夫婦に対して、かかった費用の一部を助成します。

また、がん治療で影響を受ける生殖機能を凍結保存する治療を行った 43 歳以上の方に対して、かかった費用の一部を助成します。

詳しくはお問い合わせください。

保育

大原庁舎 子育て支援課 保育班 TEL 60-1120

保育所等

市内には、市立の認定こども園が 1 施設、保育所が 9 施設、私立の保育園が 1 施設あり、仕事や病気などで家庭での保育ができない保護者にかわって子どもを保育します。

保育時間は、原則、平日は午前 8 時から午後 4 時までですが、すべての保育所が午前 7 時から午後 7 時まで開所しています。

土曜日は、夷隅こども園、第一、長者、太東の 3 保育所、休日保育は夷隅こども園において午前 7 時から午後 7 時まで行っています。

●市内保育所一覧

地域名	名 称	定 員	乳児保育	障害児保育	一時保育	土曜保育	休日保育
夷隅	夷隅こども園	213 名	○	○	○	○	○
大原	第一保育所	120 名	○	○	○	○	—
	第二保育所	90 名	○	○	—	—	—
	東海保育所	120 名	○	○	—	—	—
	東保育所	90 名	○	○	—	—	—
	浪花保育所	60 名	○	○	—	—	—
	子山保育園（私立）	90 名	○	○	○	—	—
岬	長者保育所	120 名	○	○	○	○	—
	中根保育所	90 名	○	○	○	—	—
	太東保育所	140 名	○	○	—	○	—
	古沢保育所	60 名	○	○	—	—	—

保育料等

0～2 歳児クラスの保育料は、国の基準に準じて、次の表のとおり、保護者の市町村民税の額に応じて定められています。ご家庭の状況により、国の軽減や市独自の軽減があります。

3～5 歳児クラスの保育料は、無償化により 0 円です。なお、延長保育料、教材費、給食費などは無償化の対象となりません。

詳しくは、お問い合わせください。

●保育料 0～2 歳児

階層区分	定 義		保育料基準額（月額）
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯等		0 円
第 2 階層	8 月までは前年度分、 9 月からは当年度分の の市民税の額の区分 が次の区分に該当す る世帯	非課税世帯	0 円
		母子世帯等	0 円
第 3 階層		均等割のみ課税	1 2,8 0 0 円
		母子世帯等	6,3 0 0 円
第 4 階層	4 8,6 0 0 円未満		1 5,6 0 0 円

		母子世帯等	7,200円
第5階層		62,800円未満	23,300円
		母子世帯等	7,200円
第6階層		77,101円未満	23,800円
		母子世帯等	7,200円
第7階層	8月までは前年度分、 9月からは当年度分 の市民税の額の区分 が次の区分に該当す る世帯	97,000円未満	24,100円
第8階層		169,000円未満	30,100円
第9階層		211,200円未満	34,600円
第10階層		301,000円未満	38,700円
第11階層		325,000円未満	43,200円
第12階層		349,000円未満	47,800円
第13階層		373,000円未満	52,100円
第14階層		397,000円未満	64,400円
第15階層		397,000円以上	83,700円

●給食費 3～5歳児

内 訳	月 額
主食費（ごはん・パン・めんなど）	市負担により0円
副食費（おかず・ミルクなど）	市負担により0円

医療費助成

大原庁舎	子育て支援課	子育て支援班	TEL 60-1120
夷隅庁舎		地域市民班	TEL 86-2112
岬庁舎		地域市民班	TEL 87-2114

●子ども医療費助成

出生から高校3年生相当までの子どもの入院および通院・調剤に係る医療費を助成します。

「子ども医療費助成受給券」を保険証と一緒に医療機関へ提示していただくことにより、保護者の所得に応じた自己負担金のみで受診できます。

自己負担金：入院1日、通院1回につき300円（保険調剤は無料）

※同一医療機関における同一月の受診で、入院11日目以降、通院6回目以降は無料

※市町村民税所得割非課税世帯は無料

●児童医療費助成（令和5年7月31日診療分まで）

高校1～3年生（各種学校可）の入院および通院・調剤に係る医療費を助成します。診療機関から発行される領収書、お子さまの保険証、学生証（写し）、支払金融機関のわかるものを添付のうえ各庁舎窓口に申請後、審査決定され、医療費から自己負担金を差し引いた額が助成されます。

自己負担金：入院1日、通院1回につき300円（保険調剤は無料）

※市町村民税所得割非課税世帯は無料

※令和5年8月1日以降診療分の医療費は、子ども医療費の助成対象になります。

●ひとり親家庭等医療費等助成

ひとり親家庭の母または父と児童および父母のいない児童を対象に、医療費の一部を助成します。（児童については、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで、障害のある児童は20歳の誕生日前日までが対象となります。）

「ひとり親家庭等医療費等助成受給券」を保険証と一緒に医療機関へ提示していただくことにより、対象世帯に応じた自己負担金のみで受診できます。

自己負担金：入院 1 日、通院 1 回につき 300 円（保険調剤は無料）

※市町村民税所得割非課税世帯はすべて無料

児童福祉

大原庁舎 子育て支援課 Tel 60-1120

夷隅庁舎 地域市民班 Tel 86-2112

岬庁舎 地域市民班 Tel 87-2114

●児童館

児童に健全な遊びの場を与え、健康増進並びに情操を豊かにする目的で児童館を運営します。

市内には、花本こども館・みさき児童館を設置しています。

※施設の団体使用に係る使用料はお問い合わせください。

名 称	開設日	問合せ先
花本こども館	火曜日から日曜日	Tel 62-2035
みさき児童館		Tel 87-2404



●放課後児童クラブ

保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校 1～6 年生を対象として、授業の終了後に放課後児童クラブを開設します。負担金は、月額 7,000 円、8 月のみ 10,000 円です。

（一時保育）保護者が仕事等で児童の保育が一時的に困難な場合や、保護者の疾病等による緊急時に、一時的に放課後児童クラブに受け入れて保育します。負担金は 6 時間以内 500 円、6 時間超 1,000 円です。

名称	定員
放課後児童クラブ「コスモス」	50 人
放課後児童クラブ「第一おおはらこどもルーム」	35 人
放課後児童クラブ「第二おおはらこどもルーム」	35 人
放課後児童クラブ「第三おおはらこどもルーム」	30 人
放課後児童クラブ「第一げんキッズ」	35 人
放課後児童クラブ「第二げんキッズ」	35 人
放課後児童クラブ「あずまこどもルーム」	20 人
放課後児童クラブ「とうかいこどもルーム」	35 人
放課後児童クラブ「なみはなこどもルーム」	20 人
放課後児童クラブ「第一たいとうこどもルーム」	35 人
放課後児童クラブ「第二たいとうこどもルーム」	35 人

※第三おおはらこどもルームは土曜日のみの開設です。

●児童手当

中学校修了前まで（15 歳に達する日以降の最初の 3 月末まで）の子どもを養育している方に支給されます。

●児童扶養手当

父、または母親がいない児童や、父、または母親に重度の障害のある家庭の児童等を養育している方に支給されます。（所得制限があります。）

◆手当の額（令和 6 年 4 月分から）

区 分	全部支給	一部支給
児童 1 人の場合	45,500 円	45,490 ～ 10,740 円（所得に応じて決定）
児童 2 人目の加算額	10,750 円	10,740 ～ 5,380 円（所得に応じて決定）
児童 3 人目以降の加算額	6,450 円	6,440 ～ 3,230 円（所得に応じて決定）

●病児保育事業

病氣中や、病気が治りかけたお子さんの一時的な保育を行います。

◆対象児童 下記のすべての条件を満たす児童

- ・市内に住む生後6か月から小学校6年生までの児童
- ・病氣中や病氣回復期のため、集団保育等が困難な児童
- ・保護者の勤務等の都合により、家庭での育児が困難な児童

◆実施施設

名 称	外房こどもクリニック病児保育室	病児保育所 ラッコッコ
住 所	いすみ市岬町和泉 1880-4 外房こどもクリニック内	長生郡白子町北高根 2389 酒井医院内
定 員	1日 6人	1日 18人
電話番号	Tel0470-80-2121	Tel0475-33-1188
利用日時	午前8時40分から午後5時 月～水・金曜日（木・土・日・祝日休み）	午前8時から午後5時30分 月～水・金・土曜日（木・日・祝日休み）
利用料金	1日 2,000円（4時間以上） 半日 1,000円 （昼食は持参。保育室で用意する場合の 昼食とおやつは自己負担です。）	1日 2,500円 半日 1,500円 （昼食・おやつ付き）

◆利用方法 事前登録が必要です。

●子育てヘルパー派遣事業

育児や家事等の支援を必要とする子育て家庭に子育てヘルパーを派遣し、母親等の精神的および身体的負担の軽減を図り、子育ての支援をします。1時間あたりの利用料金は300円です。

●ファミリーサポートセンター

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と、子育ての援助ができる方（提供会員）それぞれを会員として登録し、会員相互による育児の援助活動を行う会員組織です。会員の入会金や年会費はかかりません。

◆会員の要件

○依頼会員：市内在住で、生後6か月から満12歳に達した日以降最初の3月31日までにある子どもの保護者

○提供会員：市内在住で、20歳以上で心身ともに健康な方

◆利用時間と料金

曜日	時間	1時間あたりの利用料金
月～金	午前7時から午後8時	500円
土・日・祝、 年末年始（12月29日～1月3日）	午前7時から午後8時	600円
特別な事情がある場合	午前6時から午前7時、 午後8時から午後9時	600円

※詳細については、お問い合わせください。

●子育て支援センター

未就学児の親子を対象に、子育て相談、情報提供等を行っています。（午前9時から午後3時）

名 称	開設場所	開設日	問い合わせ先
いすみ市子育て支援センター	夷隅こども園内	月曜日から金曜日	Tel86-3009
	花本こども館内	火曜日から土曜日	Tel62-2035
	みさき児童館内		Tel87-2404

障害のある方のために

大原庁舎	福祉課	社会・障害福祉班	TEL 62-1117
夷隅庁舎		地域市民班	TEL 86-2112
岬庁舎		地域市民班	TEL 87-2114

手帳の交付

障害者手帳は、各種援助や福祉サービスを受けるときに必要となるものです。

●身体障害者手帳

千葉県より身体障害者と認められた方に交付される手帳です。

●療育手帳

千葉県より知的障害者と認められた方に交付される手帳です。

●精神障害者保健福祉手帳

千葉県より精神障害者と認められた方に交付される手帳です。

手当等の支給

●特別児童扶養手当

身体または精神に重度の障害のある児童を監護、養育している方に支給されます。

（所得制限があります。手当の額 月額1級53,700円 2級35,760円）

●障害児福祉手当

20歳未満で常に介護が必要な状態にある在宅の障害児の方に支給されます。

（所得制限があります。手当の額 月額15,220円）

●特別障害者手当

20歳以上で身体または精神に著しい重度の障害を有する在宅の障害者の方に支給されます。

（所得制限があります。手当の額 月額27,980円）

●心身障害者扶養年金制度

障害者（児）の保護者が一定額の掛け金を納付し、保護者に万一のことがあった場合に残された障害者（児）に終身一定額の年金を支給するものです。

●重度心身障害者（児）医療費助成制度

身体障害者手帳1・2級、療育手帳④の1・④の2・④・Aの1・Aの2、精神障害保健福祉手帳1級の方が対象です。ただし、65歳以上で新規に該当した場合は対象外です。

「重度心身障害者医療助成受給券」と保険証を医療機関等に提示していただくことにより自己負担金で受診できます。（保険外の場合は自費）

自己負担金：入院1日、通院1回につき300円（保険調剤は無料）

※市町村民税所得割非課税世帯は無料

障害者総合支援法に基づく福祉サービス

●介護給付・訓練等給付

障害のある方に、日常生活に合わせて障害福祉サービスを提供します。（ホームヘルプサービス、生活介護、短期入所、児童発達支援、就労移行支援等）（原則1割負担。ただし、世帯所得に応じて負担上限月額設定あり。）

●相談支援事業

障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

●自立支援医療

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の医療を要する方が対象で、医療費の定率負担（1割）および所得に応じた上限額が設定されます。

●日常生活用具の給付・貸与

身体に重度の障害がある方に、必要な日常生活用具を給付、または貸与します。

特殊マット・特殊寝台・便器・入浴補助具・視覚障害者用ポータブルレコーダー・盲人用時計・点字タイプライター・拡大読書器・ファックス（貸与）・たん吸引器・ネブライザー・点字器・人口喉頭・ストマ用装具・紙オムツ・住宅改修など。（原則 1 割負担。ただし、世帯所得に応じて負担上限月額設定あり。）

●補装具の交付・修理

身体に障害のある方に、必要な補装具を交付、または修理します。車いす・義肢・装具・歩行器・歩行補助つえ・義眼・眼鏡・補聴器など。（原則 1 割負担。ただし、世帯所得に応じて負担上限月額設定あり。）

●移動支援

屋外での移動が困難な障害者等が社会生活上必要不可欠な外出の際の移動を支援します。通院や通学等は対象となりません。また、交通機関等を利用した場合の運賃は実費負担となります。（原則 1 割負担。ただし、世帯所得に応じて負担上限月額設定あり。）

●訪問入浴サービス

入浴車を派遣し、居宅において入浴サービスを行い、入浴困難な身体障害者および家族の身体的負担が大きいと認められる障害児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。（月 5 回を限度。利用者負担無料。）

●自動車運転免許取得費の助成・自動車改造費の助成

障害者の方が運転免許の取得、自動車の一部（ハンドル、ブレーキ、アクセルなど）を改造するための費用を助成します。（条件あり。限度額各 100,000 円）

●日中一時支援事業

障害者等の日中における生活の場を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の負担を軽減します。（原則 1 割負担。ただし、世帯所得に応じて負担上限月額設定あり。）

●知的障害者職親委託

知的障害を持つ方を職親に一定期間預け、生活指導および技能習得訓練を行います。

●コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者の派遣を行います。（事前予約要。利用者負担無料。）

●療育等支援相談事業

発育・発達に不安のある乳幼児と保護者を対象に、相談・療育指導等療育支援を行います。（年少児以下クラス、年中・年長児クラス 各月 1 回実施。利用者負担無料。）

その他

●重度障害者紙おむつ等給付事業

在宅の 65 歳未満の重度障害者で、自立移動が困難、日常生活全般で介護が必要な常時失禁状態にある方を対象に、紙おむつ等を給付します。（月額 6,000 円を限度。市民税非課税者に限る。）

●軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付事業

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度の難聴児に、補聴器を購入する場合の購入費の一部を助成します。

●自動車税・自動車取得税の減免

障害者本人または家族が障害者のために使用する自動車 1 台が減免されます。

●有料道路通行料金の割引

障害者が自ら運転する場合または第 1 種の障害者を乗せて介護者が運転する場合、料金が割引されます。

●福祉カー貸し付け

車いす（スロープタイプ）仕様車を無料で貸し出します。（使用後は、車内外清掃のうえ燃料を満タンにしてから返却をお願いします。）

●見守りあんしん電話事業

常時ひとり暮らしで、継続して安否の確認を必要とする75歳以上の方または重度の身体障害をお持ちの方を対象に、通報装置一式を自宅に設置して在宅時の見守りをします。

●障害者救急医療情報キット配布事業

病気や災害時に迅速かつ適切に救急医療活動を受けられる体制を整えるため、下記の障害をお持ちの方を対象に、救急医療情報キットを無料配布します。

・身体障害者手帳

視覚障害1級、2級、3級 聴覚障害2級、3級 音声機能・言語機能障害3級

健康な毎日のために

大原保健センター 健康高齢者支援課 健康づくり班 TEL 62-1162

健康診査

市民の皆様の健康を守るために、各種健（検）診を行っています。自分の健康管理のために受診しましょう。各種健（検）診の内容は、次のとおりです。受診を希望する場合は事前申し込みが必要です。健康づくり班にご連絡ください。なお、具体的な時期・会場・対象者・料金等の詳細は、申込者に個別に通知します。

検診名	対象者
特定健康診査	40歳以上74歳まで（いすみ市国民健康保険加入者）
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度加入者
生活習慣病予防健康診査	30、32、34、36、38歳
糖尿病関連腎機能検査	特定健康診査受診者、後期高齢者健康診査受診者、生活習慣病予防健康診査受診者
結核・肺がん検診	40歳以上
胃がん検診	40歳以上（昨年度未受診の方）
大腸がん検診	40歳以上
子宮がん検診	20歳以上の女性（昨年度未受診の方）
乳がん検診	30歳以上の女性（51歳以上の女性は昨年度未受診の方）
前立腺がん検診	50歳以上の男性
歯周病検診	満20歳、満30歳
肝炎検診（B、C型）	40歳以上で今まで市の肝炎検診を受けたことのない方

健康づくり事業

●個別健康相談

保健師・栄養士が健康上の相談に応じます。（予約制）

●糖尿病予防対策事業

糖尿病や腎臓病をはじめとする生活習慣病を予防し、重病化させないために教室の開催や保健指導の実施とともにまちぐるみで減塩に取り組みます。

●各種健康教室

健診の結果説明会や、団体や個人のグループ等へ健康についての講習会・講話等を実施します。

●健康体力づくり教室

生活習慣病予防のため体力測定等を行い、食生活改善と運動指導を効果的に推進します。B & G海洋センターと共同で、運動効果が出るように継続的な支援をします。

●健康ポイント事業

各種健（検）診の受診ごと、また健康づくり事業に参加することで、ポイントカードにスタンプがたまると、市が行う健（検）診を1回無料で受診できます。対象は20歳から74歳。

●骨髄移植ドナー支援事業

骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）とその事業所に費用助成を行います。

●予防接種

感染症を予防し、重症化を防ぐため予防接種の費用を助成します。接種はすべて個別接種となります。

・定期予防接種（成人対象）

①風しん抗体検査および予防接種 ※対象となる昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性には受診券（クーポン券）を発送しています。

・費用助成のある任意予防接種（成人対象）

①不活化帯状疱疹ワクチン（50歳以上又は、18歳から50歳未満で免疫不全等、医師が必要と認めた方）※2回接種完了後に申請の手続きが必要です

②風しんワクチン（平成2年4月1日以前生まれて60歳までの方）

※接種後に申請の手続きが必要です。

その他の福祉

大原庁舎 福祉課 Tel 62-1117

夷隅庁舎 地域市民班 Tel 86-2112

岬庁舎 地域市民班 Tel 87-2114

●民生委員・児童委員

市では、民生委員・児童委員が、それぞれの担当区域内の生活困窮者、高齢者、身体障害者、母子家庭などいろいろな問題について相談に応じています。

問題を抱えている方、悩みごとのある方は、お気軽にご相談ください。

●生活保護

生活保護とは、生活に困っている方が、精一杯の努力をしてもなお生活をしていけないとき、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、援助する制度で、本人などの申請により開始します。

●生活困窮者自立支援

生活に困窮されている方のさまざまな問題について、相談・指導等、自立に向けた支援を行います。

●福祉タクシー事業

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを所持している重度の方、下肢機能障害3級と記載のある身体障害者手帳を所持している方、80歳以上の独居および80歳以上の高齢者世帯の方、自主的に運転免許を返納した75歳以上の公安委員会発行の運転経歴証明書または申請による運転免許の取消通知書を有している方が、指定のタクシーを利用した場合に料金の一部を助成します。

助成限度額は1回の利用につき1,500円まで、年間24シート交付（申請の月で交付するシート数が変わります。）

社会福祉協議会

社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会（岬ふれあい会館内） Tel 87-8857

社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会は、市の福祉担当課と連携して、心配ごと相談など各種福祉サービスを実施しています。また、介護保険事業も行っています。

地域福祉事業

●心配ごと相談所運営事業

岬ふれあい会館・農村環境改善センター・ふれあいセンターで定期的を実施しています。相談内容により弁護士相談にもつなぎます。

●ボランティアの育成および活動の促進事業

ボランティア連絡協議会の支援、ボランティア保険加入受付などを行います。

●生活福祉資金貸付事業

千葉県社会福祉協議会の低所得者等の世帯に対する貸し付け事業です。いすみ市社会福祉協議会が民生委員と連携しながら相談受付を行います。資金種類は、結婚、出産、療養、葬祭費、障害者自動車購入費、教育支援資金、緊急小口資金などがあります。

●福祉資金貸付事業

低所得者で、一時的に生計の維持が困難となり、他からの借り受けができず、この資金の借り受けにより当座をきりぬけられる世帯に貸し付けを行います。

●ふれあいサロン事業

地域の皆様が、定期的に集まりの場（サロンなど）を開設するにあたり、開設・運営の支援、活動費等の助成などを行います。

●福祉用具貸出事業

介護保険でリースの対象にならない方や障害者を対象に、有期で電動ベッド・手動ベッド・車いす・歩行器の貸し出しを行います。（ベッドは有料です。）

●声の広報貸出事業

目の不自由な方々に情報を提供するため、市で発行している「広報いすみ」と県で発行している「県民だより」をボランティアの協力を得て、声の広報を作成し、貸し出しを行います。

●福祉有償運送事業

交通手段の確保が困難な高齢者や障害者等に対して、低額で、通院等の送迎サービスを行います。

●老人クラブ活動への協力

いすみ市老人クラブ連合会の支援、各種スポーツ大会、旅行などを実施します。

●共同募金運動の実施

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金を行います。

●地域歳末たすけあい運動の実施

地域の福祉課題・生活課題を持つ方（世帯）や困窮世帯等へ、民生委員の協力のもと見舞金を配付します。

●放課後児童クラブ運営

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、家庭にかわる生活の場を確保することで安全確保と適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。

●フードバンクへの協力

ご家庭で不要な食品を寄贈いただき、生活に困窮している方にお配りします。

法人後見事業・日常生活自立支援事業

●法人後見事業

「認知症」「知的障害」「精神障害」などの理由で判断能力が十分でない方の財産管理や身上監護を中心とした日常生活支援を行い、その権利を擁護する後見人等業務を法人として行います。

●日常生活自立支援事業

日常生活を送るうえで、十分な判断ができない方や、体の自由が利かない方が地域で安心して生活できるように支援計画に基づいて生活支援員が定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービス利用支援や預貯金の出し入れ、支払代行をする福祉サービスです。

自立生活相談支援センター（生活困窮者自立相談支援事業）

さまざまな要因で生活上の困難に直面している方に対し、地域において自立した生活が行えるよう一人一人の状況に応じた相談や就労支援を行います。

介護保険事業 ・ 介護予防事業

社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会（岬ふれあい会館内）
居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、緩和型通所事業所、緩和型訪問事業所 Tel 87-8910

●居宅介護支援事業

要介護認定を受けた方のケアプランを作成します。

●訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

要介護または要支援認定を受けた方に、ヘルパーがご自宅を訪問し、身体介護（食事・排泄・入浴・更衣等介助）・生活援助（調理・洗濯・掃除・買物等援助）・通院等乗降介助等のサービスを提供します。

●緩和型通所事業（ミニデイサービス 笑たいむ）

要支援認定を受けた方に、機能低下を防ぐため、脳トレを主に、介護予防の体操やレクリエーション（季節行事の外出レク）などを行います。4時間程度の短時間のサービスで、専用車で送迎します。

●緩和型訪問事業

要支援認定を受けた方に、ヘルパーがご自宅を訪問し、簡易な家事援助や集いの場・通いの場等への外出支援、病院などへの送迎を支援します。

自費型ホームヘルプサービス事業「ふれあいヘルパー」

社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会（岬ふれあい会館内） 訪問介護事業所 Tel 87-8910

介護保険や障害福祉サービス事業では対応できない家事や見守り、外出の同行、急な体調不良時の身の周りの援助などを有料（実費）で有資格の介護員が行います。

子育てヘルパー派遣事業

社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会（岬ふれあい会館内） 訪問介護事業所 Tel 87-8910

市が認めた世帯を対象に、市から委託を受けてヘルパーがご自宅を訪問し、家事の援助を行います。

環 境

上水道

大原庁舎 水道課 水道業務班 Tel 62-1384

こんなときは早めに届け出てください

- ・新たに水道を使用するとき。
- ・転出するなど水道の使用を中止するとき。
- ・使用者や所有者の名義が変わるとき。

●水道料金

1か月の水道料金は、次のとおりです。

区 分	料金（消費税込金額）
基本料金（0m ³ ～10m ³ ）	1,870円
超過料金（1m ³ につき）	209円

※水道の使用を開始する場合、開栓手数料1,000円（非課税）が必要となります。

●メーター使用料

1か月のメーター使用料は次のとおりです。

口 径	料金（消費税込金額）
13ミリ	77円
20ミリ	88円
25ミリ	165円
30ミリ	242円
40ミリ	297円
50ミリ	1,507円
75ミリ	3,190円
100ミリ	4,070円

●給水申込納付金

給水申込納付金は次のとおりです。

口 径	納付金の額（消費税込額）
13ミリ	88,000円
20ミリ	176,000円
25ミリ	407,000円
30ミリ	638,000円
40ミリ	1,298,000円
50ミリ	2,255,000円
75ミリ	5,907,000円

※水道の新設、増設、改造、修繕などの工事は、指定した業者以外はできません。

給水装置工事は、「市指定給水装置工事事業者」へお申し込みください。

道路、河川の整備・管理

大原庁舎 建設課 維持管理班 Tel 62-1272

道路・橋りょうの整備、河川の改修、道路の舗装、補修、側溝の整備、公共土木施設災害の復旧等土木関係の工事の設計、施工、監督を行います。また、道路・河川の占用の申請受付、道路・河川等と私有地との境界確定に関する申請、立ち会い、確定協議書等の交付などを行います。

ただし、地域市民局については各種申請書および要望書を受理し、大原庁舎へ回付します。

●道路・河川の占用

市道および法定外道路・水路・河川等に工作物を設置する場合は、土木工事施行承認、占用許可申請等が必要です。

●境界の確定

市道や河川に接する土地の埋め立て、造成、その他工作物を作る場合、または、市道および法定外道路・水路や河川との境界を明確にしたいときは、境界確定申請が必要です。

市が管理する道路、河川に関するその他のことについては、上記にお問い合わせください。

市営住宅の入居・管理

大原庁舎 都市整備課 都市計画班 TEL 62-1204

市営住宅に入居を希望される方は、いくつかの入居要件がありますので、上記にお問い合わせください。

建築確認の申請

大原庁舎 都市整備課 都市計画班 TEL 62-1204

建築物を新築、増築、大規模の修繕・模様替をする場合は、建築基準法に規定される「建築確認申請書」が必要です。

確認は、千葉県建築主事等が行いますが、申請書の受付は上記窓口で行います。

一部地域については、必要がないところもありますので、上記にお問い合わせください。

宅地開発等の行為

大原庁舎 都市整備課 都市計画班 TEL 62-1204

市では、無秩序な宅地開発による環境の破壊や災害を防止し、健全な生活環境の保全を図るために、一定規模の面積を超える宅地開発事業を行おうとする事業者に指導を行っています。

各地域で面積要件が異なりますので、事前に上記にお問い合わせください。

屋外広告物

大原庁舎 都市整備課 都市計画班 TEL 62-1204

市内において、屋外広告物を掲出しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。許可を受けた広告物を変更したり、改造しようとしたりするときも同様です。（ただし、自家用広告物は、表示面積により適用除外があります。）

※許可の有効期限そのほか詳しいことは、上記にお問い合わせください。

地籍調査

大原庁舎 都市整備課 地籍調査・空き家対策班 TEL 62-1204

市では、国土調査法に基づく地籍調査を行っています。

地籍調査とは、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。調査が行われることにより、その成果は法務局にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図（公図）が更新されることになります。

※詳しいことは、上記にお問い合わせください。

ごみ処理

いすみクリーンセンター TEL 86-3721

大原クリーンセンター TEL 62-3942

市のごみ収集は、次のとおり実施しています。

詳しくは、「家庭ごみの分け方・出し方」・「ごみ収集予定表（大原地域）」および「ごみ収集予定表（夷隅・岬地域）」をご覧ください。

※原則、土・日・祝日・年末年始を除く。

分別種類

区 分	主 な も の
燃えるごみ	台所ごみ、布類、発砲スチロール、紙類（資源ごみ以外）、ゴム、貝殻、少量の草類、生木、生枝等
燃えないごみ（金属類）	なべ・やかん・乾電池・刃物等、傘、針金ハンガー等
燃えないごみ（ガラスせともの類）	ガラス、コップ、茶碗、植木鉢、鏡、皿、蛍光灯等
カン類（資源ごみ）	ビール、ジュース、お茶、お菓子、海苔、缶詰、ミルク缶、スプレー缶等
ビン類 無色（資源ごみ）	ジュース、調味料ビン等
ビン類 茶色（資源ごみ）	ビール、栄養ドリンクビン等
ビン類 その他（資源ごみ）	ウィスキー、ワインビン等
ペットボトル（資源ごみ）	ジュース・酒・醤油等、ペットボトルマーク  のあるもの
紙製容器類（資源ごみ）	ダンボール、新聞、雑誌、チラシ、紙袋包装紙、紙パック、お菓子箱等

スプレー缶等は中身を使い切り、安全な方法で穴を開けてガス抜きを行ってください。
ビン類は、茶色・無色・その他の色に分別し、別々の指定袋で出してください。

収集回数

燃えるごみ	週 3 回 ※収集日が祝日の場合、収集は行いません。
燃えないごみ（金属類）	月 1 回
燃えないごみ （ガラスせともの類）	月 1 回
カン類（資源ごみ）	月 1 回
ビン類（資源ごみ）	月 1 回
ペットボトル（資源ごみ）	月 1 回
紙製容器類（資源ごみ）	月 1 回



ごみ集積所

集積所は、自治会や地域の方で管理しています。各集積所の利用範囲も管理している団体に決めていますので、ご近所の方など、お住まいの地域の方に確認してご使用ください。

ごみ処理手数料およびごみ袋の種類

袋の種類		袋色	文字色
可燃ごみ（燃えるごみ）	〈大 45ℓ、中 20ℓ〉	黄色	黒文字
資源ごみ・不燃ごみ	〈大 45ℓ、中 20ℓ〉	透明	赤文字

●ごみ収集指定袋の価格（税込み）

種 類	価 格
可燃ごみ専用袋（大） 10枚入り	500円
〃 （中） 10枚入り	300円
資源ごみ・不燃ごみ専用袋（大） 10枚入り	200円
〃 （中） 10枚入り	100円

ごみ収集指定袋の代金は、ごみ処理手数料としてクリーンセンターの維持管理費およびごみ処理費、ごみ収集運搬費等に使用しています。

一般廃棄物持込手数料

直接いすみクリーンセンターへごみを持ち込む場合の手数料です。

種 別	料 金
一般家庭、事業所	1キログラム 20円

大原クリーンセンターへの持ち込みはできません。



粗大ごみの処理

種 別	料 金
収集の場合（※）	1キログラム 30円
持ち込みの場合（一般家庭）	1キログラム 20円

高齢者および直接クリーンセンターへ搬入するための車輛をお持ちでない世帯を対象に、粗大ごみの個別収集を行っています。

収集を希望される場合は、下記に記載されている収集月の前月20日までに各クリーンセンターまで電話でお申し込みください。

●粗大ごみ個別収集

収集地区	収集月	申し込み先
大原地区	5月・11月	大原クリーンセンター
東海・東地区	6月・12月	大原クリーンセンター
布施・浪花・千町・国吉・中川地区	7月・1月	布施・浪花地区は 大原クリーンセンター 千町・国吉・中川地区は いすみクリーンセンター
中根・長者地区	9月・2月	いすみクリーンセンター
太東・古沢地区	10月・3月	いすみクリーンセンター

※土・日・祝日・年末年始を除く。

家電リサイクル法（家電4品目のリサイクル）

家電リサイクル法では、不用になった対象家電（家電4品目）は『消費者がリサイクル料金を負担すること』、『販売店が引き取ること』、『家電メーカーがリサイクルすること』が義務づけられています。そのため、市では行政による対象家電（家電4品目）の回収および受け入れを行っていません。

●対象品目

- ・エアコン・テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式）・冷蔵庫（ワイン庫含む）
- ・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

●処分方法

以前購入した販売店、または新しく購入もしくは買い替えをする販売店に引き取りを依頼してください。
※販売店には、以前販売した家電4品目を引き取る義務、また、買い替えのため不用になった家電4品目を引き取る義務があります。

引越し、以前購入した販売店が廃業、譲り受けたものなど、どこで購入したかわからない場合には、指定引取場所にお問い合わせのうえ、直接持ち込みください。

指定引取場所：上総通運（株） いすみ市深堀360-3 Tel 62-0181

●リサイクル料金

- ・エアコン／990円～
- ・テレビ（15インチ以下）／1,870円～
- ・テレビ（16インチ以上）／2,970円～
- ・冷蔵庫・冷凍庫（170ℓ以下）／3,740円～
- ・冷蔵庫・冷凍庫（171ℓ以上）／4,730円～
- ・洗濯機・衣類乾燥機／2,530円～

（注）リサイクル料金は、メーカーによって異なる場合があります。また、金額が変更になる場合があります。

販売店に依頼する場合、別途収集運搬料金が必要となります。

教育・文化・スポーツ

教育相談

教育委員会 学校教育課 学校指導班 TEL 62-3621

●児童・生徒、保護者、教職員を対象に教育相談をお受けします。

- ・就学に関すること
- ・学習に関すること
- ・進路に関すること
- ・集団行動に関すること
- ・問題行動に関すること
- ・学校、家庭生活に関すること
- ・特別支援教育・発達障害に関すること
- ・その他 学校教育に関すること

悩んでいること、困っていることがありましたらご相談ください。

●教育相談専用

教育委員会 学校教育課

フリーダイヤル TEL 0120-340-874 (平日 午前8時30分から午後5時15分)

e-mail kyouiku-soudan@city.isumi.lg.jp

就学援助について

教育委員会 学校教育課 教育総務班 TEL 62-3621

経済的理由で、お子さんに義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に、学用品費・学校給食費などの援助をしています。

●援助の対象となる世帯

児童生徒の属する世帯（保護者）が、生活保護法に規定する世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯や、長期療養や突発的な事故などで、収入が著しく減少した世帯などです。

●就学援助の種類（費目）

- ・学用品費・通学用品費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費
- ・新入学児童生徒学用品費（小・中学校新1年生の4月認定者）・クラブ活動費
- ・通学費（公共交通機関で通学する場合、片道の通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上）
- ・医療費（むし歯、中耳炎、結膜炎など学校保健安全法施行令第8条で定める疾病にかかり学校から治療の指示を受けた場合）
- ・オンライン学習通信費
- ・眼鏡補助（学校での視力検査で、眼科での再検査が必要となり眼鏡が必要と診断された場合）

●援助の相談・申請

お子さんの在籍している小・中学校へ相談してください。

申請書は、学校と教育委員会にあります。所定の事項を記入のうえ、必要な申請理由を証明する書類を添付して、お子さんが在籍する学校に提出してください。（申請書は、お子さん1人につき1枚必要となります。）

詳しくは、上記にお問い合わせください。

※市外に住所があり、いすみ市立小・中学校に区域外就学をしている児童・生徒の保護者の方は、住所地の教育委員会にご相談ください。



小中学校の給食費の補助

教育委員会 学校教育課 教育総務班 TEL 62-3621

市では、保護者の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費の全額を補助します。

●補助の対象者

市内小中学校児童生徒の保護者

※児童生徒及び保護者が市の住民基本台帳に記録されている必要があります。

●補助額

児童生徒の学校給食費の全額

- ・市立の小学校：1食あたり270円 市立の中学校：1食あたり300円
- ・市立以外の小中学校：当該学校の給食費の全額

●補助金の申請

市立の小中学校

保護者が学校に「申請書兼委任状」を提出してください。学校が手続きを行います。

※「申請書兼委任状」は学校で配布します。

市立以外の小中学校、特別支援学校小学部・中学部等

保護者が学校教育課に「申請書」（保護者の本人確認書類（運転免許証等）の写しを添付）を提出してください。

※「申請書」は学校教育課で配布しています。詳しくはお問い合わせください。

小中学校の教材費の補助

教育委員会 学校教育課 学校指導班 TEL 62-3621

市では、保護者の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、小中学校の教材費の一部を補助します。

●補助の対象者

- ・市立小中学校の児童生徒の保護者
- ・市立小中学校以外に通学し、市の住民基本台帳に記録されている児童生徒の保護者

●補助上限額

児童1人当たり 10,000円

生徒1人当たり 14,000円

●補助金の申請

- ・市立の小中学校

保護者が学校に「委任状」を提出してください。学校が手続きを行います。

※「委任状」は学校で配布します。

- ・市立以外の小中学校、特別支援学校小学部・中学部等

保護者が学校教育課に「申請書」（保護者の本人確認書類（運転免許証等）の写しを添付）を提出してください。

※「申請書」は学校教育課で配布しています。詳しくはお問い合わせください。

英語検定料の補助

教育委員会 学校教育課 学校指導班 TEL 62-3621

市では、保護者の経済的負担を軽減することにより、英語検定の取得推進を図るとともに、英語学習への意欲向上を図るため、英語検定料の一部を補助します。

●補助の対象者

- ・市内学校の児童生徒の保護者
- ・市立小中学校以外に通学し、市の住民基本台帳に記録されている児童生徒の保護者

●補助上限額

1人当たり2,000円を上限とし、当該年度内において1人1回を限度とします。

●補助金の申請

- ・市立の小中学校
保護者が学校に「委任状」を提出してください。学校が手続きを行います。
※「委任状」は学校で配布します。
- ・市立以外の小中学校
保護者が学校教育課に、「申請書」に下記の書類を添付して提出してください。
 - ・保護者の本人確認書類（運転免許証等）の写し
 - ・検定料の支払を証する書類、又は受験票の写し※「申請書」は学校教育課で配布しています。詳しくはお問い合わせください。

文化施設

市民会館

夷隅文化会館	TEL 86-5000
大原文化センター	TEL 63-1222
岬ふれあい会館	TEL 87-8785

市には、市民会館が3施設あり（夷隅文化会館、大原文化センター、岬ふれあい会館）、文化活動やその他催し物を行うことができます。

●開館時間

午前9時から午後9時

●休館日

月曜日（祝日の場合はその翌日）
祝日の翌日
年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

●利用手続き

利用する場合は、利用許可申請が必要です。

●使用料

有料 ※詳細についてはお問い合わせください。

公民館

夷隅公民館（夷隅文化会館内）	TEL 86-5000
大原公民館（大原文化センター内）	TEL 63-1222
岬公民館	TEL 87-6111

公民館では、子どもから高齢者までを対象にした各種講座を開設し、生涯学習や地域集会の場として幅広く活用されています。

各種講座の開催内容や利用申し込みについては、各公民館にお問い合わせください。

※東海公民館の利用については、大原公民館へお問い合わせください。

郷土資料館

郷土資料館 Tel 86-3708
(教育委員会 生涯学習課 生涯学習班 Tel 62-2811)

郷土資料館では、市の歴史・文化に関する資料や、狩野派絵画をはじめとする美術工芸（市収蔵絵画を含む）などの企画展示を行っています。

●開館時間

午前9時から午後4時30分（入館は午後4時まで）

●休館日

月曜日・祝日の翌日・年末年始

●入館料

原則無料（特別展示のみ有料の場合あり）



その他研修施設

夷隅文化会館 Tel 86-5000

●夷隅地区多目的研修センター

多目的ホール（バレー、バドミントン、軽スポーツ可／バスケット、フットサルは不可）や集会等に利用できます。

●ふるさと憩いの家

団体の研修および集会に利用できます。（宿泊可能）

※休館日、利用料および利用時間等については、夷隅文化会館へお問い合わせください。

スポーツ施設

市内のスポーツ施設の主なものは、次のとおりです。利用申し込みや利用料金の詳細は、各施設の窓口へお問い合わせください。

文化とスポーツの森

夷隅文化会館 Tel 86-5000

●野球場 ※軟式野球専用球場

使用者	区 分	使用料 (1時間)	入場料を徴収する 場合(1日)
一般チーム	夷隅郡市内	560円	71,680円
	夷隅郡市外	3,360円	
高校生チーム	夷隅郡市内	440円	35,840円
	夷隅郡市外	2,640円	
小・中学生チーム	夷隅郡市内	280円	
	夷隅郡市外	1,680円	

●テニスコート ※オムニコート3面 Cコートのみ壁打ち可

使用者	区 分	使用料 1面あたり (1時間)
一 般	夷隅郡市内	300円
	夷隅郡市外	600円
高校生	夷隅郡市内	240円
	夷隅郡市外	480円
小・中学生	夷隅郡市内	150円
	夷隅郡市外	300円

●弓道場 ※5人立ち (使用者または使用責任者が有段者であること)

使用者	区 分	使用料 (1時間)
一 般	夷隅郡市内	420円
	夷隅郡市外	840円
小・中学生	夷隅郡市内	210円
	夷隅郡市外	420円

●スポーツ広場

使用者	区 分	使用料 (1時間)
一 般	夷隅郡市内	560円
	夷隅郡市外	1,120円
小・中学生	夷隅郡市内	280円
	夷隅郡市外	560円

※ソフトボール使用可
(バックネット、ベンチなし)
※スパイク使用禁止



夷隅地域その他施設

教育委員会 生涯学習課 社会体育班 Tel62-2811

●夷隅武道館

施設名	使用者	区 分	使用料(1時間)
剣道場	一 般	市 内	420円
		市 外	840円
	小・中学生	市 内	210円
		市 外	420円

大原陸上競技場

大原文化センター Tel63-1222

●野球場

使用者	区 分	使用料 (1時間)
一般チーム	市 内	280円
	市 外	1,120円
高校生チーム	市 内	220円
	市 外	880円
小・中学生チーム	市 内	140円
	市 外	560円

●テニスコート ※オムニコート2面

使用者	区 分	使用料 1面あたり (1時間)
一般	市 内	300円
	市 外	600円
高校生	市 内	240円
	市 外	480円
小・中学生	市 内	150円
	市 外	300円

●陸上競技場

入場料を徴収しない場合	区 分	使用者	区 分	使用料 (1時間)
	フィールド	一 般	市 内	420円
			市 外	1,680円
		高校生	市 内	330円
			市 外	1,320円
		小・中学生	市 内	210円
			市 外	840円
	トラック	一 般	市 内	420円
			市 外	1,680円
		高校生	市 内	330円
			市 外	1,320円
		小・中学生	市 内	210円
			市 外	840円

入場料を徴収する場合	区 分		使用料 (1時間)
	フィールド	興行を目的としないもの	6,720円
		興行を目的とするもの	16,800円
	トラック	興行を目的としないもの	6,720円
		興行を目的とするもの	16,800円

大原地域その他施設

大原庁舎 都市整備課 都市計画班 TEL62-1204

●都市公園

公園名	施設名	区 分	使用料 (1時間)
椿公園	クラフトルーム	市 内	100円
		市 外	200円
運動公園	ゲートボール場 (1面)	市 内	150円
		市 外	300円

岬運動場

岬公民館 TEL87-6111

●岬運動場 ※軟式野球専用球場

使用者	区分	使用料 (1時間)	入場料を徴収する場合(1日)
一 般	市内	420円	35,840円
	市外	2,240円	
高校生	市内	330円	17,920円
	市外	1,760円	
小・中学生	市内	210円	
	市外	1,120円	

●岬運動場(夜間照明料)

使用者	区 分	使用料 (1時間)
一 般 (高校生含む)	市 内	3,930円
	市 外	7,860円
小・中学生	市 内	1,960円
	市 外	3,930円

備考 2基以下の使用の場合は、1/2の額となります。(10円未満切り捨て)

●岬テニスコート ※オムニコート2面

使用者	区 分	使用料 1面あたり (1時間)
一 般	市 内	300円
	市 外	600円
高校生	市 内	240円
	市 外	480円
小・中学生	市 内	150円
	市 外	300円

●岬テニスコート(1面あたり夜間照明料)

使用者	区 分	使用料 1面あたり (1時間)
一 般 (高校生含む)	市 内	840円
	市 外	1,680円
小・中学生	市 内	420円
	市 外	840円



岬地域その他施設

岬ふれあい会館 TEL87-8785

教育委員会 生涯学習課 社会体育班
TEL62-2811

●岬ふれあい会館 ゲートボール場（1面）

区 分	使用料 （1時間）
市 内	150円
市 外	300円

●岬武道館

施設名	使用者	区分	使用料 （1時間）
柔道場	一 般	市内	220円
		市外	440円
	小・中学生	市内	110円
		市外	220円
剣道場	一 般	市内	220円
		市外	440円
	小・中学生	市内	110円
		市外	220円

B & G 海洋センター

B & G海洋センター TEL87-5866

●室内スポーツ施設（体育館・武道館）

施設名	使用者	区 分	使用料 （1時間）
体育館 （1面）	一 般 （団 体）	市 内	540円
		市 外	1,080円
	小・中学生 （団 体）	市 内	270円
		市 外	540円
	個人使用	市 内	50円
		市 外	100円
武道館 （1面）	一 般 （団 体）	市 内	420円
		市 外	840円
	小・中学生 （団 体）	市 内	210円
		市 外	420円
	個人使用	市 内	40円
		市 外	80円

●海洋スポーツ施設（舟艇類）

※安全管理の関係上、現在貸し出しを見合わせています。

※団体・・・10名以上で利用する場合に適用
※個人使用・・・1～9名で利用する場合に適用



産 業

農 林 業

農業経営基盤強化促進事業

大原庁舎 農林課 農政班 Tel 62-1515

兼業農家の方や耕作ができなくなった方が、他の農家の方に農地を貸して耕作をゆだねる際の障害や難しい手続きが生じないように実情にあった形で農地の集積、流動化を推進するための制度です。
遊休農地は、病虫害の発生や有害鳥獣の出没および枯草火災などの原因になりやすいため、農業委員会とともにこの事業を推進します。

農業融資

大原庁舎 農林課 農政班 Tel 62-1515

能率的で健全な農業経営の振興を図るために、各種の助成、助言を行っています。

●農業近代化資金

農業経営者が施設の改善または新築、農機具の購入などをする場合にご利用できます。

借入れに当たっては、農協や夷隅農業事務所（Tel 82-2213）とご相談のうえ、融資機関を経て農林課へお申し込みください。受付は、原則として毎月5日までです。

●農業改良資金

この制度は、技術資金的なものです。援助・指導は、夷隅農業事務所（Tel 82-2213）にご相談ください。

農林関係施設

市では、農林業振興のために各種施設を設置しています。研修会や地域の集会のための会議室・研修室、生活改善や地場産品の開発のための調理室・加工室などが利用できます。

※施設の内容、利用申し込み、利用料等は、下記の所管課にお問い合わせください。

大原庁舎 農林課 農政班 Tel 62-1515

- ・農村環境改善センター
- ・大原農産物加工センター

夷隅庁舎 地域市民班 Tel 86-2111

- ・ふれあいセンター

夷隅文化会館 Tel 86-5000

- ・つどいの家

岬庁舎 地域市民班 Tel 87-2111

- ・みさき味工房

土着菌完熟堆肥センター Tel 62-5674



農地の権利移転

農業委員会事務局 TEL 6 2-1 2 8 1

農地の権利移転（所有権移転など）をする場合は、農業委員会による許可が必要です。

農地転用

農業委員会事務局 TEL 6 2-1 2 8 1

農地以外（住宅を建てたいなど）に利用する場合は、農地転用許可（県知事の許可）が必要です。

農業者年金

農業委員会事務局 TEL 6 2-1 2 8 1

農業者年金は、積み立て方式の確定拠出型年金です。

●加入できる方

- ・国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば、誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者・後継者などの家族従事者も加入できます。また、脱退も自由です。脱退一時金の支給はありませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は、年金として受け取れます。
- ・保険料の額は毎月20,000円が基本ですが、最高67,000円まで1,000円単位で自由に決められます。

水産業

大原庁舎 水産商工観光課 水産商工・食のまちづくり班 TEL 6 2-1 1 1 9

とる漁業から、つくり育てる漁業への質的転換を進めています。

磯根資源（アワビ、サザエ、イセエビ等）が年々減少しているため、市では漁協と協力し、稚貝・稚魚の放流などによる漁業資源の増大を図っています。これによって磯根漁業の一層の発展を推進し、漁業者の生産意欲の向上と生活の安定をめざしています。

●漁業権

漁業従事者が働く海には、漁業権が設定されています。

漁業権のない一般の方がアワビやサザエなどを採ることは許されていません。稚貝などの栽培漁業の貴重な資源を荒らさないよう、ご協力ください。

●船員手帳の交付

漁船、その他船舶で船員として就労する場合は、船員手帳を所有しなければなりません。

詳しくは、水産商工観光課水産商工・食のまちづくり班へお問い合わせください。

消防・救急・防犯・防災対策・交通安全

消防・救急

大原庁舎	危機管理課	消防安全班	Tel 62-2000	消防本部（大多喜）	Tel 80-0119
				大原消防署	Tel 80-0137
				夷隅分署	Tel 80-0139
				岬分署	Tel 80-0138

火災・救急の通報のしかた

「119番」にかけて、電話が通じたらあわてずに状況を伝えてください。

※携帯電話やインターネット端末機を利用した、電子メールによる119番通報も受け付けています。

メール119番通報に関する問合せ先
消防本部（警防課） Tel 80-0119
FAX 82-5000

火災のとき

- ①「火事」です。
- ② 住宅（山・枯草・車など具体的に）が燃えています。
場所は、いすみ市〇〇（行政区）〇〇番地 〇〇宅です。
「目標は、〇〇交差点・〇〇店のすぐ北側です。」などです。
逃げ遅れた者やけが人があれば伝えましょう。
- ③ 電話番号は、「〇〇-〇〇〇〇」です。（通報している電話の番号です。）
- ④ 名前は、「〇〇 〇〇（通報している、あなたの名前です。）」



※ちば共同指令センターの指示を聞き、「はい。わかりました。」と言ってから電話を切りましょう。

救急のとき

- ①「救急」です。
- ②「急病人（交通事故など具体的に）」です。
- ③ 場所は、いすみ市〇〇（行政区）〇〇番地 〇〇宅です。
「目標は、〇〇交差点・〇〇店のすぐ北側です。」などです。
- ④ できるだけ、事故（急病など）の状況、傷病者の人数、けがの状況、急病では掛かりつけ医療機関などを詳しく伝えてください。
- ⑤ 電話番号は、「〇〇-〇〇〇〇」です。（通報している電話の番号です。）
- ⑥ 名前は、「〇〇 〇〇（通報している、あなたの名前です。）」

※心肺停止状態などの場合、ちば共同指令センターで「電話による応急手当」を口頭で指導することがありますので、「はい。わかりました。」と言ってから電話を切りましょう。

防犯

大原庁舎 危機管理課 消防安全班 Tel 62-2000

振り込め詐欺対策電話機等購入費補助金

市では振り込め詐欺被害を防止するため、振り込め詐欺対策電話機等を購入した場合に補助金を交付します。振り込め詐欺対策電話機等とは、自動応答録音機能を備えた電話機や電話機に接続する装置です。

●補助対象者

次のすべてに該当する方

- ・本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方
- ・市内の事業者から振り込め詐欺対策電話機等を購入した方
- ・市税等の滞納がない方

※補助金の交付は1世帯につき1回を限度とします。

●補助金額

詐欺対策電話機等購入費の2分の1以内の額とし、5,000円を上限とします。

防災対策

大原庁舎 危機管理課 情報危機管理班 Tel 62-2000

毎月「5日」は、いすみ市『市民防災の日』

市では毎月5日を防災の日と定め、「ゆれたらにげる より遠くへ より高台へ」を合言葉に、地震や洪水、津波などの災害に対する防災意識の高揚と地域や家庭での自主的な防災活動を推進し、「心の防波堤を築くことで減災につなげる」普及啓発活動に取り組んでいます。

避難指示などが発令されたら！！

大雨等によって土砂災害の危険性が高まったときなどに、市は

警戒レベル3 高齢者等避難

警戒レベル4 避難指示

警戒レベル5 緊急安全確保

のいずれかを、防災行政無線、防災メールによって発令します。

●警戒レベル3 高齢者等避難

- ・高齢者等避難が発令された場合は、高齢者等は危険な場所から避難してください。避難に時間を要する高齢者等は、災害が発生する前までに、原則として避難所等への立退き避難を完了することが望まれます。
- ・高齢者等以外の人も必要に応じて、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をしたりするタイミングとなります。

●警戒レベル4 避難指示

- ・避難指示が発令された場合は、居住者等は危険な場所から全員避難してください。
- ・居住者等は災害が発生する前までに原則として避難所等への立退き避難を完了することが望まれます。

●警戒レベル5 緊急安全確保

- ・既に災害が発生しているか、または災害が発生直前であったり、確認できていないもののどこかで既に発生しているもおかしくない状況で、命が危険な状況ですので、直ちに安全な場所で命を守る行動をとってください。
- ・警戒レベル5になってからでは、安全な避難が難しい状況です。予定していた避難場所への避難が危険な場合には、自宅の上の階や、崖から離れた部屋に移動するなど、その場でできる最善の安全確保行動をとってください。

また、地震等によって津波が押し寄せてくる可能性があるときには、気象庁が津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかを発表します。海岸や河川の近く、低地にいる方は直ちに避難してください。

防災メール

市では、市民の皆様が地震や津波などの災害から生命財産を守るため、地震震度情報、津波情報、気象情報や市からのお知らせなどを、電子メールを利用して配信しています。
登録は無料ですので、是非ご活用ください。

●必ず配信される内容

- ・防災情報（市の配信する緊急防災情報・土砂災害警戒情報・南海トラフ地震に関する情報など）
- ・地震震度情報（震度5弱以上の地震のみお知らせします）
- ・津波情報（注意報、警報をお知らせします）
- ・気象情報（警報のみお知らせします）
- ・国民保護情報（武力攻撃や大規模テロなどの有事情報）

●配信の選択が可能な情報

- ・防犯情報、火災情報、市からのお知らせ

●登録方法1

〈スマートフォンから登録する場合〉

スマートフォンで右のQRコードを読み取り、
サイトに接続後、手順に従って登録してください。



●登録方法2

次のメールアドレス（t-isumi@sg-p.jp）に空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って、登録してください

洪水ハザードマップ

市では、洪水災害に備えるため、想定される浸水の範囲と深さ、土砂災害危険箇所、市が指定する避難施設やその他洪水災害に関する学習情報などを掲載した「洪水ハザードマップ」（夷隅地域版、大原東部地域版、大原西部地域版、岬地域版の4種類）を作成しています。
なお、市ポータルサイトでも、ご覧いただけます。

《洪水ハザードマップ》



《土砂災害警戒区域》



津波ハザードマップ

市では、津波災害に備えるため、想定される浸水の範囲と深さ、市が指定する避難施設やその他地震津波災害に関する学習情報などを掲載した「津波ハザードマップ」を作成しています。
なお、市ポータルサイトでも、ご覧いただけます。

●津波緊急避難エリア

〔大原地域〕

大舟谷区・矢指戸区・大井区・造式区・貝須賀区・
上寄瀬区・北寄瀬区・南町区・仲町区・北町区・
新田区(しんでん)・浜田区・新場区・田町区・城山区・
根方区・坂東区・小佐部区・深堀区・新田区(にった)・
若山区・北日在区・南日在区・岩船区

〔岬地域〕

椎木区・中原区・和泉区・桑田区・榎沢区・長者区・
江場土区・臼井区・中区・押日区



津波緊急避難場所

●津波緊急避難場所

区 分	用 途
津波緊急避難場所	津波警報等が発表または津波襲来が予想されたときに、生命の安全を確保するため、一時的な避難場所となるもの

津波緊急避難場所【大原地域】

行政区	津波緊急避難場所	海拔又は 施設高さ (m)	行政区	津波緊急避難場所	海拔又は 施設高さ (m)
北日在区	エスポワール大原	14.3	小佐部区	教習所跡地	19.0
	水野飯金裏山	22.0		小佐部 熊野神社	19.7
	三門台団地	28.8		大原小学校※	18.0
南日在区	東海小学校※	14.9	北町区	市役所大原庁舎※	17.2
	エスポワール大原	14.3		大原中学校※	35.0
若山区	サンフラワー大原	10.0	仲町区	大原文化センター※	9.7
	東海小学校※	14.9		夷隅教育会館周辺	20.5
	四門堂観音	20.2	南町区	大原小学校※	18.0
	子山ホーム※	32.0		大原高等学校	19.2
	エスポワール大原	14.3	北寄瀬区	市役所大原庁舎※	17.2
新田区 (にった)	大原クリーンセンター※	36.0		大原中学校※	35.0
	新田 日月神社	24.0		夷隅教育会館周辺	20.5
	佐室トンネル周辺	30.0		東光寺	14.0
	四門堂観音	20.2	上寄瀬区	東光寺	14.0
	坂水寺	9.3		腰越坂	20.0
	東海小学校※	14.9		農村環境改善センター※	14.9
	水道配水場周辺	30.0	貝須賀区	第二保育所※	9.9
深堀区	サンフラワー大原	10.0		鹿島台	9.7
	市役所大原庁舎※	17.2		上祢宜	30.0
	大原中学校※	35.0	大井区	市原工務店土砂採取場周辺	19.0
	子山ホーム※	32.0		大井区民会館	14.7
坂東区	大原公園※	20.0		大井浜隧道上部周辺	30.0
	教習所跡地	19.0		市原建装周辺	16.0
根方区	大原公園※	20.0	大舟谷区	大船谷 八幡神社	25.0
	大宗工務店周辺	15.3		共同アンテナ周辺	37.9
	小浜 八幡神社	30.0	造式区	造式 日月神社	32.0
城山区	小浜 八幡神社	30.0		大日神社	15.0
田町区	小浜 八幡神社	30.0	矢指戸区	旧共同墓地周辺	30.8
	大原公園※	20.0		かんじろう跡周辺	20.0
渋田区	ミニストップ夷隅大原店周辺	10.0		飯縄神社	20.2
	教習所跡地	19.0		共同アンテナ周辺	37.9
新場区	市役所大原庁舎※	17.2		高根木周辺	18.0
	ミニストップ夷隅大原店周辺	10.0		市原工務店土砂採取場周辺	19.0
	小浜 八幡神社	30.0	岩船区	岩船隧道西側 分譲地周辺	28.0
	大宗工務店周辺	15.3		釣師隧道周辺	19.0
新田区 (しんでん)	新田公会堂	10.0		斉正宅周辺	25.0
	ミニストップ夷隅大原店周辺	10.0		吉田宅周辺	18.0
	大原小学校※	18.0		市原宅周辺	30.0
				白井宅周辺	28.0

※指定緊急避難場所

- ・津波緊急避難場所は、「津波ハザードマップ」に記載しています。
- ・大原小学校、大原中学校、大原高等学校は、校舎最上階又は屋上の高さを表示しています。

津波緊急避難場所【岬地域】

行政区	津波緊急避難場所	海拔又は 施設高さ (m)	行政区	津波緊急避難場所	海拔又は 施設高さ (m)
椎木区	般若寺	39.0	長者区	大原高等学校 旧岬キャンパス	22.8
	長坂方面	14.0		長者小学校※	19.5
	龍前堰 周辺	12.0		岬公民館※	7.8
	椎木 玉前神社	13.7	江場土区	大原高等学校 旧岬キャンパス	22.8
	県道 綱田方面	17.3		長者小学校※	19.5
	根方集会所周辺	10.3		本寿院	7.0
	根方 椎木小堰方面	11.0		永閑寺	7.0
	小滝集会所裏	10.4		和泉区会所先の高台	15.0
	中原 玉崎神社	18.0		三門台団地	28.8
	太東小学校※	20.1	臼井区	眺洋寺及び周辺	33.0
中原区	中原大堰周辺	22.0		山の神様及び周辺	28.0
	太東小学校※	20.1		春日神社跡から前山	10.2
	松風台	30.0		三門台団地	28.8
和泉区	大日堂	13.0		長者小学校※	19.5
	不動様	15.0	中 区	福聚寺から裏山	8.2
	弥勒様（三合寺）	22.0		部田集会所	9.1
	仙風苑	22.0		部田山周辺	31.0
	須ヶ谷集会所	17.0		中滝 八幡神社	10.8
	志茂集会所裏の高台	15.0		松堀コミュニティセンター 鶴沼神社	9.6
	太東崎灯台※	63.8		中滝寺	13.0
	岬オートキャンプ場	15.0		部田熊野神社	17.0
	延寿寺	17.8		鴨根隧道跡	26.7
	エスポワール岬	14.2	押日区	押日 八幡神社	6.2
	貴賓館	16.3		真福寺	7.5
桑田区	観音寺	12.0		四堰神社	8.9
	桑田公民館	12.1		押日会館	9.0
	桑田 前玉神社	26.0		中根小学校※	17.1
	峯崎堰周辺	35.0		団地集会所	8.0
	古沢小学校※	27.3		中滝寺	13.0
	県道 山手側	10.3			
	古沢公園※	10.6			
榎沢区	大栄寺	10.7			
	八幡堰周辺（旧長東病院）	13.0			

※指定緊急避難場所

- ・津波緊急避難場所は、「津波ハザードマップ」に記載しています。
- ・太東小学校、古沢小学校、長者小学校、中根小学校、大原高等学校 旧岬キャンパスは、校舎最上階又は屋上の高さを表示しています。
- ・貴賓館の一時避難場所としての利用範囲は、3階から13階となるので、3階の高さを表示しています。

緊急開設避難所・避難所・避難場所

●避難所等の種別

区 分	用 途
緊急開設避難所	自主避難者や避難勧告等地区が小規模の場合、優先的に開設する避難所
指定避難所	被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅への入居ができるまでの一時的な生活の本拠地となるもの
指定緊急避難場所	災害が発生したときに生命の安全を確保するため、一時的な避難場所となるもの

【緊急開設避難所】（自主避難者や避難勧告等地区が小規模の場合、優先的に開設する避難所）

地域	名称	所在地	施設
夷隅	国吉中学校	いすみ市国府台 1552	体育館
大原	大原文化センター	いすみ市大原 7838	1 階和室 1 階大会議室
	東小学校	いすみ市山田 460	体育館
岬	岬ふれあい会館	いすみ市岬町東中滝 720-1	1 階ホール、応接室 2 階ふれあいの間

【指定避難所】※印は、災害の種別等により使用不可

地域	名称	所在地	施設
夷隅	夷隅文化会館	いすみ市深谷 1968-1	大ホール 和室
	旧千町小学校	いすみ市松丸 3226	体育館
	夷隅小学校	いすみ市深谷 127	体育館
	国吉中学校※	いすみ市国府台 1552	体育館
	夷隅地区多目的研修センター	いすみ市行川 721-1	多目的ホール 和室
大原	大原文化センター	いすみ市大原 7838	1 階和室 1 階大会議室
	大原小学校	いすみ市大原 8530-3	体育館
	大原中学校※	いすみ市大原 7400-12	体育館
	農村環境改善センター	いすみ市大原 6763	1 階ホール 1 階和室 2 階研修室
	東海小学校※	いすみ市若山 1042	体育館
	東小学校	いすみ市山田 460	体育館
	浪花小学校※	いすみ市小沢 1157	体育館
	大原台コミュニティセンター	いすみ市大原台 324	会議室等

	社会福祉法人 チルドレンス・パラダイス 児童養護施設 子山ホーム※	いすみ市深堀 685	管理棟集会室
			学習棟
	布施小学校	御宿町上布施 909	体育館
岬	岬中学校	いすみ市岬町椎木 1370	体育館
	太東小学校	いすみ市岬町椎木 408	体育館
	古沢小学校	いすみ市岬町岩熊 563-2	体育館
	岬公民館	いすみ市岬町長者 22	大会議室
			いこいの部屋
	岬ふれあい会館	いすみ市岬町東中滝 720-1	1 階ホール、応接室
			2 階ふれあいの間
	長者小学校	いすみ市岬町長者 330	体育館
	中根小学校	いすみ市岬町中滝 954	体育館

※国吉中学校、東海小学校、浪花小学校は洪水の恐れがある場合は使用できません。

※大原中学校、子山ホームは、土砂災害の恐れがある場合は使用できません。

指定緊急避難場所

●指定緊急避難場所

災害が発生したときに生命の安全を確保するため、一時的な避難場所となるものです。

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	
市役所大原庁舎	大原 7400-1	○	○	○	○	○	○	○	
大原文化センター	大原 7838	○	○	○	○	○	○	○	○
農村環境改善センター	大原 6763	○	○	○	○	○	○	○	○
夷隅教育会館周辺	大原 7400-10			○		○			
大原クリーンセンター	新田 24-5			○		○			
大原配水場	新田 1486			○		○			
大原公園	大原 10690			○		○			
鹿島台	大原 2077-27			○		○			
大原台コミュニティセンター	大原台 324	○	○		○		○	○	○
大原中学校	大原 7400-12			○		○	○		○
大原小学校	大原 8530-3	○	○	○	○	○	○	○	○
東海小学校	若山 1042		○	○	○	○	○		○
東小学校	山田 460	○	○		○		○	○	○
東海保育所	若山 238-1	○	○		○		○	○	
第二保育所	大原 1595			○		○			
浪花小学校	小沢 1157		○		○		○		○
浪花保育所	大原台 323	○	○		○		○	○	
社会福祉法人 チルドレン・パラダイス 児童養護施設 子山ホーム	深堀 685			○	○	○	○		○
エスポワール大原	日在 2623			○		○			
夷隅地区多目的研修センター	行川 721-1	○	○		○		○	○	○
夷隅文化会館	深谷 1968-1	○	○		○		○	○	○
国吉中学校	国府台 1552				○		○		○
夷隅小学校	深谷 127	○	○		○		○	○	○
旧千町小学校	松丸 3226	○	○		○		○	○	○
岬公民館	岬町長者 22	○	○	○	○	○	○	○	○
岬ふれあい会館	岬町東中滝 720-1	○	○		○		○	○	○
太東崎灯台	岬町和泉 3508			○		○			
古沢公園	岬町榎沢 1871			○		○			
エスポワール岬	岬町和泉 330-1			○		○			
貴賓館	岬町和泉 185-12			○		○			
県道 綱田方面	岬町椎木 3254-1			○		○			
岬中学校	岬町椎木 1370	○	○		○		○	○	○
太東小学校	岬町椎木 408	○	○	○	○	○	○	○	○
古沢小学校	岬町岩熊 563-2	○	○	○	○	○	○	○	○
長者小学校	岬町長者 330	○	○	○	○	○	○	○	○
中根小学校	岬町中滝 954	○	○	○	○	○	○	○	○
布施小学校	御宿町上布施 909	○	○		○		○	○	○

防災行政無線

大原庁舎	危機管理課	情報危機管理班	Tel 6 2-2 0 0 0
夷隅庁舎		地域市民班	Tel 8 6-2 1 1 1
岬 庁 舎		地域市民班	Tel 8 7-2 1 1 1

●防災行政無線戸別受信機の貸与

市では、災害および防災情報等の緊急通報や行政情報等の提供により、市民の生命、財産の保護を図ることを目的に、防災行政無線戸別受信機の貸与を行っています。

※市内に居住し、住民基本台帳に登録されている世帯で、
 個別受信機が未設置である世帯に設置する場合、1 台に限り分担金を免除します。
 2 台目以降については、分担金として1 0,0 0 0 円がかかります。

●防災行政無線 戸別受信機の設置手順

- ① 受信機に電池を入れ、コンセントをつなぐ。
 (コンセントのプラグカバーは、あらかじめ外しておいてください。)
- ② 受信機のアンテナをいっばいに伸ばす。
- ③ 本体右横の黒い電源スイッチを「入」にする。
- ④ 電源ランプが、緑の点滅から点灯に変わったことを確認する。
 (点灯しない場合は、場所を変えてやり直してください。)
- ⑤ 音量ボリュームをお好みの位置に回す。

以上で設置完了です。
 設置場所を変更する場合は、必ず電源スイッチを入れ直して、ランプの点滅が点灯に変わったことを確認してください。



●防災行政無線 戸別受信機の電池交換の手順

受信機の電池が交換時期になると、電池交換のお知らせをする機能が付いています。
 単1 の乾電池で約1 年（コンセントを常時挿している状態で使用）が交換の目安となります。

〔電池交換手順〕

 電源のランプが赤と緑に点滅	 本体の正面にあるフタを横にずらし、開ける。 押しながら右にずらす
 電池を交換してフタを閉める。	 本体の側面にある電源スイッチを一旦切り、再度入れる。

ブロック塀等改修促進事業補助金

市では、通学路や津波から避難する道路に面した高さ60cmを超えるブロック塀等を撤去または軽量フェンスや生垣等に改修する場合に、その費用の一部を補助しています。

大きな地震が発生するとブロック塀等が倒壊し、人が下敷きになったり、津波から避難する際に通行の支障となったりします。地震や津波から多くの命を守るため、道路に面したブロック塀等の撤去・改修を積極的に推進しています。子どもたちの危険防止のためにも、是非ご活用ください。

●補助対象者 次のすべてに当てはまる方

- ・通学路等に面して設置されたブロック塀等を所有している方
- ・市税等を滞納していない方
- ・ブロック塀等の撤去または改修を行う部分について、国、県または市の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていない方

●助成対象

補助事業	補助事業の内容
撤去事業	通学路や津波避難道路等に面しているブロック塀等の全部又は一部を除去し、道路面から高さ60cm以下とする事業又は、道路面からの高さが60cmを超える鉄筋コンクリートなどの強固な基礎の上に設置されたブロック塀等を全部撤去する事業。
改修事業	撤去事業を行った部分に、軽量フェンス又は生垣を設置する事業 ※ただし、撤去にかかる費用のみが対象です。

●補助金の額

次のいずれか少ない額で、75万円を限度とします。

1. 撤去するブロック塀等の面積に1㎡当たり12,000円を乗じた額の4分の3
2. 撤去工事に要する費用の4分の3（改修工事費用は含みません）

※一段の土地に設置されたブロック塀等につき1回を限度とします。

※この補助事業は、令和6年9月30日までです。

家具転倒防止への助成

地震による家具の転倒等の被害を最小限にするため、家具転倒防止対策を講じる方に対し、助成金を交付します。

●助成対象者

市内に居住し、いすみ市の住民基本台帳に登録されている方

●助成対象

助成対象者の住宅において、主に起居する寝室および居間等にある家具を床や柱、壁等に固定するための転倒防止器具を取り付けた場合。

ただし、市で実施する家具転倒防止器具取付講習会を受講した業者が取り付けた場合に限りです。

（受講した業者については、危機管理課（Tel 62-2000）に確認ください）

●助成金の支給および限度額

助成金は、家具転倒防止に要した費用で、1申請者または1棟の住宅について、対象家具は3台まで、助成申請は1回限りで、助成金の限度額は下表のとおりです。

〔助成金の限度額〕

台数	助成額
家具 1台	6,000円
家具 2台	8,000円
家具 3台	10,000円

自主防災組織への助成

この制度は、自主防災組織に助成することにより、防災資機材を整備し、地域の自主防災体制の確立に資することを目的としています。

●設置助成

区または自治会が自主防災組織を結成した場合、組織の運営に係る費用の助成として次に掲げる金額を交付します。

加入世帯	金 額
49世帯以下	50,000円
50～299世帯	80,000円
300～999世帯	100,000円
1,000世帯以上	120,000円

●訓練助成

自主防災組織が防火防災訓練を行うために要する費用の助成として、年1回に限り次に掲げる金額を交付します。

区 分	金 額
基礎額	1 自主防災組織につき10,000円
参加割額	参加人数に500円を乗じた額（ただし、当該自主防災組織の加入世帯数に500円を乗じた額を限度とする）

●資機材購入助成

自主防災組織が防災活動に必要な助成対象資機材を購入するために要する費用で、助成金交付対象期間（5年毎）に次の額を上限に助成します。助成の交付は、同一の助成金交付対象期間に限り、上限額から当該交付額を控除した額を翌年度以降に繰り越すことが可能です。

〔助成額〕

ア 組織割 1 自主防災組織につき100,000円

イ 世帯割 当該自主防災組織結成時の加入世帯数に500円を乗じた額

●一時避難所開設・運営助成

自主防災組織が台風等により災害が発生し、又は発生するおそれがある、いすみ市が指定避難所を開設したときに、地域住民の安全確保を図ることを目的として地域の集会施設等を活用して一時避難所を開設した場合、その運営等に要する費用の助成として、次に掲げる金額を交付します。

ア 基 礎 額 1 自主防災組織につき20,000円

イ 避難割額 避難者数に500円を乗じた額

※助成金の交付は、いすみ市が指定避難所を開設することに1回まで。

交通安全

大原庁舎 危機管理課 消防安全班 Tel 62-2000

いすみ市高齢者安全運転装置促進事業

市では、高齢者が運転する自動車の急発進による事故防止及び事故発生時の被害を軽減するため、65歳以上の方を対象に、後付け安全運転支援装置の購入及び設置費用の一部を補助金として交付します。

●補助対象者 次のすべてに当てはまる方

- ・市内に住民登録があり、申請時において満65歳以上の方
- ・後付け安全運転装置を購入・取り付けし、支払いを完了した方
- ・有効期限内の自動車運転免許証を保有している方
- ・過年度分における市税を滞納していない方
- ・暴力団および暴力団員と密接な関係を有しない方

●補助対象自動車 次のすべてに当てはまるもの

- ・普通自動車、小型自動車または軽自動車などの自家用車（リース、レンタルは除く）
- ・自動車検査証の「所有者」欄または「使用者」欄に、補助対象者の氏名が記載されている自動車（※対象者氏名の記載がない場合は、誓約書の提出が必要です）
- ・市内の自動車販売店又は市内の後付け装置取扱事業者で購入・取付が完了した自動車

●補助率・補助金額

- ・補助率：1/2 以内
 - ・補助金額：上限 20,000 円
- （※補助金額について、1,000円未満の端数は切り捨てとします）
（※補助金の交付は、1人につき1台で1回までです）

選挙・議会

選挙

選挙管理委員会事務局 Tel 6 2 - 1 4 0 2

選挙管理委員会

●市区町村の選挙管理委員会の主な職務

市区町村の議会の議員および長の選挙に関する事務を管理し、すべての選挙について投票・開票を行い、選挙人名簿の作成・管理を担当します。

●組織

委員数は4人、任期は4年。委員は選挙権を持っている人で、人格が高潔、政治および選挙に公正な識見を持つ人のうちから、議会の議員による選挙で選ばれます。

●選挙期日

選挙の投票日のことを「選挙期日」といいます。任期満了や議会の解散、欠員などにより選挙が必要となった場合、まずこの「選挙期日」が決定されます。選挙期日は、議会や行政に空白をつくらないう、一定の期間内に設定することが、選挙の種類ごとに法律で定められています。

●選挙の種類と、選挙を行う理由で選挙期日は決められています。

	任期満了による選挙	議会の解散による選挙	その他の選挙
衆議院議員 参議院議員	●任期満了日前 30日以内 ●任期満了による選挙を行うべき期間が国会の開会中または国会閉会后23日以内にかかる場合は、国会閉会后24日以後30日以内	●解散の日から 40日以内 (衆議院議員のみ)	●再選挙、補欠選挙は基本的に4月と10月の年に2回
地方公共団体の 議会の議員	●任期満了日前 30日以内	●解散の日から 40日以内	●欠員が生じたなどの事由発生の日から50日以内
地方公共団体の長	●任期満了日前 30日以内		

●選挙期日の公示または告示をすべき日も法律で定められています。

衆議院議員の選挙	選挙期日の少なくとも12日前
参議院議員の選挙	// 17日前
都道府県知事の選挙	// 17日前
都道府県の議会議員の選挙	// 9日前
指定都市の長の選挙	// 14日前
指定都市の議会議員の選挙	// 9日前
特別区の選挙	// 7日前
指定都市以外の市の選挙	// 7日前
町村の選挙	// 5日前

投票

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としています。

選挙期日に仕事などでの事情により、投票所に行けない見込みの方のために次のような投票制度があります。

●期日前投票制度

選挙期日に仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票所に行けない見込みの方は、期日前投票制度により次のとおり投票することができます。なお、一定の事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要です。

- ・期 間 公示または告示日の翌日から選挙期日の前日まで
- ・時 間 午前8時30分から午後8時まで
- ・場 所 大原庁舎・夷隅庁舎・岬庁舎の3カ所で行います。

●不在者投票制度

- （１）長期出張や通学あるいは旅行などのため、名簿登録地の市区町村以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。

※投票用紙などの請求、交付、返送などをすべて郵送で行うため、手続きには相当の日数を要します。
早めに名簿登録地の市区町村選挙管理委員会あてに「投票用紙等の請求書兼宣誓書」を提出（郵送）し、投票用紙等の請求手続きを行ってください。

- （２）都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等に入院、入所中で不在者投票事由に該当する方は、その施設内で投票することができます。

※指定施設であるか確認のうえ、早めに施設の長に不在者投票の請求をしてください。

- （３）身体に重度の障害がある方（身体障害者手帳等をお持ちで、一定の要件に該当する方、介護保険法上「要介護５」の認定を受けている方）で投票所へ行くことが困難な場合には、自宅で郵便等により投票することができます。

※「郵便等投票証明書」の交付を受けている方だけが利用できる制度です。証明書の交付を受けていない方は早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

●投票区一覧

投票区名	投票所施設名	投票区の区域（行政区）
千町	つどいの家	松丸、能実、荻原、須賀谷、神置、小高、小又井
国吉	国吉中学校体育館	苅谷上、苅谷中、苅谷下、弥正、深谷、今関、島、楽町、万木、国府台
中川	夷隅地区多目的研修センター	行川、引田、大野下、大野上、札森、柿和田、正立寺、増田、作田、八乙女
大原	大原小学校体育館	大舟谷、矢指戸、造式、大井、貝須賀、上寄瀬、北寄瀬、南町、仲町、北町、新田、小佐部、釈迦谷
渋田	旧第三保育所	渋田、新場、田町、城山、根方、坂東
東海	東海保育所	若山、新田、深堀、南日在、北日在
東	東小学校体育館	長志上、長志下、山田一、山田二、山田三、山田四、山田五、山田六、新田野、下原、細尾、大和田、高谷、佐室、沢部
布施	町台公会堂	三島、押替、大寺、谷堀、町台、名熊、硯
浪花	浪花小学校体育館	小池、小沢、岩船、大原台
太東	太東小学校体育館	椎木、中原、和泉
古沢	古沢小学校体育館	桑田、岩熊、市野々、榎沢、谷上
長者	長者小学校体育館	長者、江場土、臼井
中根	中根小学校体育館	中、押日、音羽

※投票所については、予定です。（選挙の都度、選挙管理委員会で決定します。）

議会

議会事務局 TEL 62-1406

市議会の役割

●議会とは

議会は、市の予算や条例などの重要事項や、市民生活のさまざまな課題についてきめ細かく審議し、どう処理すべきかを決定する機関です。

●議会の権限

市議会には、市民の代表として責任を果たすための十分な活動ができるように、法律や条例に基づき多くの権限が与えられています。

種 類	内 容
議決権	条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、一定額以上の契約の締結、市の重要な財産の取得または処分など重要な事項を議決します。
選挙権	市議会の議長や副議長、選挙管理委員などを選挙します。
同意権	副市長、教育長、監査委員、教育委員会委員などを市長が任命するときには議会の同意が必要となります。
検査、監査請求権	市の事務の執行状況について、書類などにより検査したり、監査委員に監査を請求したりすることができます。
調査権	市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。
意見書提出権	市の公益に関する事件について議会の意思を決定し、国会や関係行政庁、県などに対して意見書を提出することができます。
自律権	議会の独立性と自主性を確保するために、議会内部の事柄については、自ら決めることができます。

市議会の運営

●定例会

定例会は、毎年4回開催されます。開催月については、規則により原則3月、6月、9月および12月に開催することとなっています。

●臨時会

市議会の議決が必要な事項があり、次期定例会では間に合わない場合、その事項を審議するために開催されるのが臨時会です。

通常、臨時会は市長の判断により必要があるときに招集されますが、議会運営委員会の議決を経て、議長から市長に対し臨時会招集の請求があった場合および議員定数の4分の1以上の議員から臨時会招集の請求があった場合は、市長は請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければなりません。

臨時会招集の請求があった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

●常任委員会

本市には3つの常任委員会が設置され、その部門に属する事項について調査・審査をします。

委員会名	所管事項
総務常任委員会	総務課、行政改革・公共施設マネジメント室、財政課、税務課、危機管理課、企画政策課、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局および議会事務局の所掌に属する事項並びに他の常任委員会の所掌に属さない事項
文教厚生常任委員会	福祉課、子育て支援課、健康高齢者支援課、市民課、環境保全課および教育委員会の所掌に属する事項
産業建設常任委員会	農林課、水産商工観光課、建設課、都市整備課、水道課および農業委員会事務局の所掌に属する事項

●特別委員会

特定の事件を調査・審査するために設置し、調査・審査が終了すると解散します。

●議会運営委員会

円滑な議会運営を行うために、議会運営上の諸問題について協議し、議員間の連絡調整を図ることを目的に設置されています。

傍 聴

●傍聴の手続き等について

議会は、一般に公開されていますので、どなたでも自由に傍聴することができます。（ただし、児童および乳幼児は、原則入場できません。）

手続きは、本会議開催当日に直接お越しいただき、受付にて氏名、住所、年齢を記入するだけで入場できます。なお、傍聴席の定員は25名ですので、団体で傍聴を希望される場合は、事前に議会事務局までご連絡ください。

市議会への請願・陳情

●請願・陳情とは

市民の皆様の意見や要望を市政に反映させる方法として、請願や陳情があります。

請願には、市議会議員の紹介が必要となります。議員の紹介がない場合は陳情となります。

●提出方法

1. 書式は下の記載例を参考にしてください。
2. 請願には1名以上の紹介議員が必要です。その議員の署名（または記名押印）を受けてください。
ただし、陳情書には必要ありません。
3. 請願者（または陳情者）の住所および氏名（法人の場合にはその名称および代表者の氏名）を記載し
請願者（または陳情者）の署名（または記名押印）が必要です。
4. 請願（または陳情）は、いつでも受け付けています。ただし、定例会ごとに審査を行うため、議会前に開かれる議会運営委員会の開催日（おおむね定例会招集日の7日前に開催）の前日までに提出されない場合は、次の定例会で審査することになります。

《記載例》

〇〇〇〇〇〇〇〇に関する請願（陳情）

紹介議員（署名または記名押印）

1. 件名

2. 要旨

3. 理由

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願します。

（陳情の場合、上記の一文の記述は不要です。）

〇〇年〇〇月〇〇日

いすみ市議会議長 ○ ○ ○ ○ あて

請願（陳情）者 住所

氏名

（法人名

代表者名

印

印）

※署名または記名押印

その他のくらしの情報

口座振替

●便利な口座振替をご利用ください

	市税・国民健康保険税	介護保険料	水道料金	保育所保育料	後期高齢者医療保険料	放課後児童クラブ保護者負担金	市営住宅使用料	学校給食費
千葉銀行	○	○	○	○	○	○	○	○
京葉銀行	○	○	○	○	○	○	○	○
りそな銀行	×	×	○	×	×	×	×	×
千葉興業銀行	○	○	○	○	○	○	○	○
銚子信用金庫	○	○	○	○	○	○	○	○
房総信用組合	○	○	○	○	○	○	○	○
いすみ農業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○
東日本信用漁業協同組合連合会	○	○	○	×	○	×	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	○	○	○	×	×	○



コンビニ収納

大原庁舎 税務課 収納・滞納整理班（収納管理） TEL62-1294
水道課 水道業務班 TEL62-1384

●コンビニ収納

税金や保険料、水道料金などをもっと便利に納付していただくために、休日・夜間を問わず24時間いつでもコンビニエンスストアで納付ができます。

●コンビニで納付できるもの

市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・水道料金

市民相談

大原庁舎 総務課 総務班 TEL62-1111
夷隅庁舎 地域市民班 TEL86-2111
岬庁舎 地域市民班 TEL87-2111

●市民相談

市では、市民からの各種相談・苦情等に対応するため、相談業務を実施しています。

無料法律相談

大原庁舎 総務課 法務文書班 TEL62-1111

●無料法律相談

市では、市民の皆様を対象に、日常生活で専門的な知識を必要とする法律問題について、市の顧問弁護士による「無料法律相談」を実施しています。

●申込方法

相談を受けるには、事前予約が必要となります。詳細についてはお問い合わせください。

ご意見箱

大原庁舎 企画政策課 企画政策班 TEL 62-1382

●ご意見箱

ご意見箱は、「より良いいすみ市づくり」に取り組むため、市に対してのご不満や市政のあり方、ご要望、ご提案など、市民の皆様からの声をお寄せいただくためのものです。お気軽にご意見をお聞かせください。なお、ご意見箱は、備え付けの専用用紙（ご意見メモ）にご記入のうえ投函してください。

●ご意見箱設置場所

いすみ市役所（各庁舎）・夷隅文化会館・大原文化センター・岬ふれあい会館

犬を飼うなら

大原庁舎	環境保全課	環境指導班	TEL 62-1385
夷隅庁舎	地域市民班		TEL 86-2111
岬庁舎	地域市民班		TEL 87-2111

●犬の登録

生後91日以上の子犬を飼う場合は、必ず登録が必要です。以下の場合も、必ずお近くの各庁舎に届け出てください。

- ・他の市町村から転入したとき。（前住所地の鑑札をお持ちください、市の鑑札と交換します。）
- ・市内で転居したとき。
- ・犬が死んだとき。
- ・飼い主が変わったとき。

※市内から他の市町村へ転出するときは、転出先の市町村に必ず届け出てください。

●予防注射

- ・狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により毎年1回（4月～6月）の接種が義務付けられています。
- ・4月に各地域で集合注射を実施します。どの会場でも接種できますので、ご都合のよい会場でお受けください。
- ・詳しい日程等は広報紙などでお知らせします。

※動物病院で狂犬病予防注射を受けさせたときは、注射済証と交付手数料を持参のうえお近くの庁舎に届け出てください。

●犬を飼うマナーとルール

- ・飼い犬は他人の身体または財産に危害を加えないようつないでおくこと。
- ・飼い犬を散歩させるときは、引き綱をつけ、フンは必ず持ち帰ること。
（フンを放置した場合、法令等により処罰されることがあります。）
- ・飼い犬を飼養する場所は、常にフンを処理するなど清潔にしておくこと。
- ・不幸な命を増やさないためにも不妊・去勢手術などの措置に努めること。
- ・飼い犬が人をかんでしまった場合は、直ちに夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）へ届け出ること。
※夷隅健康福祉センター（夷隅保健所） TEL 73-0145
- ・責任をもって終生面倒をみること。



姉妹都市・友好都市

●国際姉妹都市

- ・ウォパン市（アメリカ合衆国ウィスコンシン州）
- ・ダルース市（アメリカ合衆国ミネソタ州）

●友好都市

- ・南魚沼市（新潟県）

HP <http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp>

地域内交通

大原庁舎 企画政策課 企画政策班 Tel 62-1382

市では、市内3地域を結ぶ循環バス（内回り・外回り）と、夷隅地域と茂原駅を結ぶシャトルバスを運行しています。

詳しくは、「いすみ市バス交通運行時刻表」をご覧ください。

いすみ市商工会では、夷隅地域、大原地域および岬地域でそれぞれ市民のりあいタクシーを運行しています。

※バス交通運行時刻表・バス交通運行経路図および市民のりあいタクシーの詳細に関しては、市ホームページでもご覧いただけます。

路線名

路線名	運行日
市内循環線（内回り、外回り）	月曜日から土曜日 （祝日の場合は運休）
いすみシャトルバス	毎日運行



市内循環線は、12月29日から翌年1月3日までは運休します。

バス利用料（運賃）

●市内循環バス利用料（運賃）表

路線名	区分		1回の 利用料	回数券 （11枚綴り）	定期券	
					（1か月）	（3か月）
市内循環線 （内回り、外回り）	中学生以下		無 料			
	高 校 生	市内	免 除			
		市外	150円	1,500円	4,500円	12,900円
	おとな（上記以外）		200円	2,000円	通学6,000円 通勤7,800円	通学17,100円 通勤22,300円

●いすみシャトルバス利用料（運賃）表

乗車区間	区分		1回の 利用料	回数券 （11枚綴り）	定期券	
					（1か月）	（3か月）
夷隅地域内	中学生以下		無 料			
	高校生	市内	免 除			
		市外	200円	2,000円		
	おとな（上記以外）		200円	2,000円		
夷隅地域 ～ 茂原駅	中学生以下		無 料			
	高 校 生	市内	免 除			
		市外	400円	4,000円	12,000円	34,200円
	おとな（上記以外）		500円	5,000円	通学15,000円 通勤19,500円	通学42,800円 通勤55,600円

回数券及び定期券は市役所各庁舎で販売しています。また、車内では回数券を販売しています。

次の区分に該当する方は、バス交通利用料（運賃）が**免除**になります。

対 象 者	方 法
本市の住民基本台帳に記録されている高校生、大学生、高等専門学校生、専修学校生	学校で発行する身分証明書を降車する際にバスの乗務員に分かるようにご提示ください。
障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及びその介護者	手帳を降車する際にバスの乗務員に分かるようにご提示ください。

下記に該当する方は、バス交通利用料（運賃）が**無料**になります。

申請により無料パスポートを交付しますので、ご利用ください。

●対象者

本市の住民基本台帳に記録されている75歳以上の方

本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上で、運転経歴証明書の交付を受けている方

●申請に必要なもの

75歳以上の方：本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証など）

65歳以上の方：運転経歴証明書

●申請場所

大原庁舎 企画政策課 企画政策班

夷隅庁舎 地域市民局 地域市民班

岬 庁 舎 地域市民局 地域市民班

●市民のりあいタクシー利用料（運賃）表

運 行 区 域 名	予約専用 ダイヤル	1回の 利用料	運行日
夷隅地域 ・北部エリア⇄中央エリア ・南部エリア⇄中央エリア	86-5555	300円 小中学生：100円 小学生未満：無料	月曜日から金曜日
大原地域内⇄大原地域内 大原地域内⇄いすみ医療センター	80-5200		※祝日および12月29日から翌年1月3日までは運休します。
岬地域内⇄岬地域内 岬地域内⇄いすみ医療センター	80-5115		

シルバー人材センター

一般社団法人 いすみ市シルバー人材センター（岬ふれあい会館内） TEL 87-6224

60歳以上の方の臨時的・短期的な就業を通じて、自己の経験等を活かし地域社会と密接な連携を保ちながら働く機会を促進しています。

※土・日曜日および祝日は、お休みです。

●会員になるには

会員になれる方は、市内に在住の60歳以上の方・健康で働く意欲のある方です。

申し込みされる方は、いすみ市シルバー人材センターまでご連絡ください。

年会費1,800円となっています。

●仕事の依頼について

仕事の依頼を随時お受けしています。

詳しくは、上記のお問い合わせ先までご連絡ください。



市内医療機関一覧

病院

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目等
いすみ医療センター	苅谷 1177	86-2311	内、外、消、小、婦、整、皮、泌、 神内、耳、眼
医療法人社団 寿光会 岬病院	岬町桑田 2531	87-7811	内、リハ

診療所

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目等
大 原 地 域			
医療法人 大原会 大原医院	大原 8773	62-2221	内、外、脳
医療法人社団 北村整形外科	大原 9304-2	63-0511	整、リハ
医療法人社団 斎藤医院	小沢 2532	63-1821	整、内、麻、外、消
医療法人社団 ジュノー会 大原台クリニック	大原台 424-4	62-9500	内、外、脳、小
医療法人 土屋外科内科医院	大原最上台 14-5	62-0007	内、胃、外、皮
斉藤クリニック	大原 8848	62-0822	内、外、皮
医療法人社団 誠敬会 大原眼科クリニック	深堀 1604-7	60-1500	眼
医療法人社団 千鍛会 ひあり内科医院	日在 1947-10	60-1266	内、小、神内、リハ
前田記念大原クリニック	大原 1937-2	60-4800	内
岬 地 域			
医療法人社団 永津会 永津さいとう医院	岬町江場土 1732	87-2223	内
医療法人社団 三樹会 もりかわ医院	岬町長者 177	87-3347	内、婦
医療法人社団 謙聖会 吉田外科内科	岬町椎木 470	87-5835	内、外、皮、泌、消、形
医療法人社団 伸翠会 山本医院	岬町東中滝 719-3	87-9531	内、小
外房こどもクリニック	岬町和泉 1880-4	80-2622	小

歯科

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目等
夷 隅 地 域			
医療法人社団 創和会 片倉歯科夷隅診療所	苅谷 1129-2	80-5555	歯、小歯、矯正歯、歯口
鈴木歯科医院	苅谷 1259-1	86-5526	歯、小歯
杏春堂歯科	苅谷 127-2	86-6480	歯、小歯、歯口
大 原 地 域			
医療法人社団 千寿会 ちはら歯科医院	大原 7680-4	62-1555	歯、小歯、矯正歯、歯口
医療法人社団 小守歯科	日在 2454	63-0005	歯、小歯、矯正歯
最首歯科医院	深堀 362	62-0238	歯、小歯、矯正歯、歯口
ジツカタ歯科医院	大原 8432-1	63-0070	歯、小歯、矯正歯、歯口
白井歯科医院	大原 9288	62-0933	歯、小歯、矯正歯、歯口
いすみ・森の歯医者さん	小沢 191	62-4182	歯、小歯、歯口
草壁歯科クリニック	大原 9359-7	63-2511	歯、小歯、矯正歯、歯口
岬 地 域			
熱田歯科クリニック	岬町榎沢 637-2	87-9339	歯、小歯
吉田歯科医院	岬町長者 221	87-5213	歯、小歯
宝歯科岬診療所	岬町椎木 1135-2	87-6334	歯、小歯
はんだ歯科医院	岬町江場土 4311	62-6578	歯、小歯、矯正歯

●診療科名略号表

略号	診療科名	略号	診療科名	略号	診療科名	略号	診療科名	略号	診療科名
内	内科	小	小児科	小外	小児外科	眼	眼科	心療	心療内科
精	精神科	外	外科	皮泌	皮膚ひ尿器科	耳	耳鼻いんこう科	介	介護療養型
神	神経科	整	整形外科	皮	皮膚科	気	気管食道科	歯	歯科
神内	神経内科	形	形成外科	泌	ひ尿器科	リハ	リハビリテーション科	矯正歯	矯正歯科
呼	呼吸器科	美	美容外科	性	性病科	放	放射線科	小歯	小児歯科
消	消化器科	脳	脳神経外科	肛	こう門科	アレ	アレルギー科	歯口	歯科口腔外科
胃	胃腸科	呼外	呼吸器外科	産婦	産婦人科	リウ	リウマチ科		
循	循環器科	心	心臓血管外科	婦	婦人科	麻	麻酔科		

主要公共施設一覧

市外局番は0470です。電話番号はお間違えなく。

名 称	所在地	電話番号
いすみ市役所		
大原庁舎 〒298-8501	大原 7400-1	62-1111
夷隅庁舎 〒298-0192	国府台 1524-1	86-2111
岬庁舎 〒299-4692	岬町長者 22	87-2111
教育委員会	大原 7400-1	62-3621
環境施設		
いすみ クリーンセンター	小又井 170	86-3721
大原 クリーンセンター	新田 24-5	62-3942
夷隅環境衛生組合	万木 5	86-2155
大原聖苑	大原 4891-1	63-1667
一宮聖苑	長生郡一宮町一宮 7459-4	0475- 42-5445
保健施設		
大原保健センター	大原 7400-1	62-1162
夷隅保健センター	苅谷 1168	(休止中)
岬ふれあい会館 保健センター	岬町東中滝 720-1	87-8785
児童福祉施設		
夷隅こども園	今関 1070-1	86-2397
第一保育所	大原 7817	62-0509
第二保育所	大原 1595	62-3849
東海保育所	若山 238-1	62-0514
東保育所	山田 478-1	66-1419
浪花保育所	大原台 323	62-3380
長者保育所	岬町長者 556-2	87-2229
中根保育所	岬町中滝 980-2	87-5557
太東保育所	岬町椎木 1446-2	87-4184
古沢保育所	岬町岩熊 573	87-5137
花本こども館	大原 8532-1	62-2035
みさき児童館	岬町椎木 1278	87-2404
子育て支援センター (夷隅こども園内)	今関 1070-1	86-3009
教育・文化スポーツ施設		
県立大原高等学校	大原 7985	62-1171
県立大原高等学校 岬キャンパス	岬町長者 366	87-2411
県立 夷隅特別支援学校	楽町 30-1	86-4111
いすみ環境と文化 のさとセンター	万木 2050	86-5251

名 称	所在地	電話番号
夷隅小学校	深谷 127	86-2052
浪花小学校	小沢 1157	62-1507
大原小学校	大原 8530-3	62-1034
東海小学校	若山 1042	62-0269
東小学校	山田 460	66-1415
組合立布施小学校	御宿町上布施 909	68-2437
長者小学校	岬町長者 330	87-2323
中根小学校	岬町中滝 954	87-5554
太東小学校	岬町椎木 408	87-2824
古沢小学校	岬町岩熊 563-2	87-5232
国吉中学校	国府台 1552	86-2042
大原中学校	大原 7400-12	62-4111
岬中学校	岬町椎木 1370	87-2511
学校給食センター	今関 1033	80-5222
夷隅文化会館	深谷 1968-1	86-5000
大原文化センター	大原 7838	63-1222
岬公民館	岬町長者 22	87-6111
岬ふれあい会館	岬町東中滝 720-1	87-8785
郷土資料館 (田園の美術館)	弥正 93-1	86-3708
夷隅地区多目的 研修センター	行川 721-1	86-5000
ふるさと憩いの家	大野 3990-7	86-5000
夷隅野球場	深谷 1968-1	86-5000
夷隅テニスコート	深谷 1968-1	86-5000
夷隅弓道場	深谷 1968-1	86-5000
夷隅スポーツ広場	深谷 1968-1	86-5000
夷隅ちびっこ広場	深谷 1968-1	86-5000
大原陸上競技場	大原 6588	63-1222
大原野球場	釈迦谷 751-2	63-1222
大原テニスコート	大原 6588	63-1222
岬運動場	岬町長者 22	87-6111
岬テニスコート	岬町長者 22	87-6111
B & G 海洋センター	岬町和泉 4448-1	87-5866

名 称	所在地	電話番号
農林関係施設		
大原農産物加工センター	山田 1346-1	62-1515
農村環境改善センター	大原 6763	62-1515
夷隅農産物加工センター	弥正 88-1	62-1515
ふれあいセンター	国府台 1524-4	86-2111
つどいの家	松丸 2863	62-1515
みさき味工房	岬町岩熊 1054	87-2111
土着菌完熟堆肥センター	松丸 2862-1	62-5674
水道施設		
大野浄水場	大野 3822	86-3655
山田浄水場	山田 7494-27	66-0210
音羽浄水場	岬町鴨根 1436	87-7600
警察・消防		
いすみ警察署	大原 8312-4	62-0110
国吉駐在所	弥正 94-1	86-3152
千町駐在所	松丸 2823-4	86-2299
中川駐在所	行川 730	86-2280
布施駐在所	御宿町上布施 860-3	68-4499
大原駅前交番	大原 8783	62-9524
東海駐在所	若山 238-1	62-9025
東駐在所	佐室 343-6	66-1450
浪花駐在所	小沢 531-7	62-1526
太東駐在所	岬町椎木 1412-2	87-2900
長者駐在所	岬町長者 160	87-2224
中滝駐在所	岬町中滝 954-2	87-6116
古沢駐在所	岬町桑田 970-1	87-5413
広域消防 大原消防署	大原 6779-1	80-0137
広域消防夷隅分署	弥正 770-1	80-0139
広域消防岬分署	岬町東中滝 745-1	80-0138
社会福祉協議会		
社会福祉法人 いすみ市社会福祉協議会	岬町東中滝 720-1 (岬ふれあい会館内)	87-8857

名 称	所在地	電話番号
郵便局		
いすみ郵便局	弥正 139-1	86-2001
千町簡易郵便局	松丸 2855	86-4713
大原郵便局	大原 8927-1	62-2573
大原南町郵便局	大原 8048-5	62-2512
大原小浜郵便局	大原 10345-1	62-1447
山田郵便局	山田 1034	66-0010
浪花郵便局	小沢 1010-3	62-1746
布施郵便局	御宿町上布施 839-2	68-2870
太東郵便局	岬町椎木 2120-4	87-2636
古沢郵便局	岬町桑田 938-1	87-3942
岬郵便局	岬町長者 519-1	87-3940
鉄道機関		
いすみ鉄道株式会社	大多喜町大多喜 264	82-2161
国・県の機関		
千葉県地方務局 いすみ出張所	大原 7400-55	62-2283
ハローワーク いすみ	大原 8000-1	62-3551
夷隅土木事務所	大原 8513-1	62-3311
夷隅農業事務所	大原 8513-1	62-2155
南部漁港事務所 大原支所	大原 8513-1	62-9359
いすみ 環境と文化のさと	万木 2050	86-5251
茂原県税事務所 大多喜支所	大多喜町猿稻 14	82-2214
夷隅健康福祉センター（保健所）	勝浦市出水 1224	73-0145
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	弥正 88-1	86-6600
夷隅地域振興事務所	大多喜町猿稻 14	82-2211
水産関係施設		
水産物加工施設	大原 11573	62-1119
観光関係施設		
観光センター	大原 8742-1	64-1111

市内郵便番号一覧

	地区名	郵便番号		地区名	郵便番号
イ	イマゼキ 今関	298-0126	ノ	ノウジツ 能実	298-0105
	イワフネ 岩船	298-0011	ヒ	ヒアリ 日在	298-0002
オ	オイケ 小池	298-0013		ヒキダ 引田	298-0133
	オオノ 大野	298-0113	フ	フカホリ 深堀	298-0003
	オオハラ 大原	298-0004		フカヤ 深谷	298-0125
	オオハラダイ 大原台	298-0014	ホ	ホソオ 細尾	298-0028
	オオハラモガミダイ 大原最上台	298-0006	マ	マスダ 増田	298-0117
	オオワダ 大和田	298-0029		マツマル 松丸	298-0104
	オギワラ 荻原	298-0131	ミ	マンギ 万木	298-0111
	オザワ 小沢	298-0012		ミサキチョウイザワ 岬町井沢	299-4615
	オダカ 小高	298-0102		ミサキチョウイズミ 岬町和泉（4400番以上）	299-4611
カ	カキワダ 柿和田	298-0115		ミサキチョウイズミ 岬町和泉	299-4503
	カミオキ 神置	298-0103		ミサキチョウイチノノ 岬町市野々	299-4506
	カミフセ 上布施	298-0018		ミサキチョウイワクマ 岬町岩熊	299-4505
	カリヤ 刈谷	298-0123		ミサキチョウエノキサワ 岬町榎沢	299-4508
	コウノダイ 国府台	298-0112		ミサキチョウエバド 岬町江場土	299-4612
コ	コマタイ 小又井	298-0101		ミサキチョウオシビ 岬町押日	299-4622
	サクダ 作田	298-0135		ミサキチョウカモネ 岬町鴨根	299-4624
サ	サツモリ 札森	298-0114		ミサキチョウカヤ 岬町嘉谷	299-4625
	サムロ 佐室	298-0022		ミサキチョウクワダ 岬町桑田	299-4504
	サワベ 沢部	298-0023		ミサキチョウシイギ 岬町椎木	299-4501
シ	シマ 島	298-0121		ミサキチョウチョウジャ 岬町長者	299-4616
	シモハラ 下原	298-0027		ミサキチョウナカダキ 岬町中滝	299-4623
	シモフセ 下布施	298-0017		ミサキチョウナカハラ 岬町中原	299-4502
	シャカヤツ 釈迦谷	298-0015		ミサキチョウヒガシオダカ 岬町東小高	299-4614
	ショウリュウジ 正立寺	298-0116		ミサキチョウヒガシナカタキ 岬町東中滝	299-4621
	スガヤ 須賀谷	298-0106		ミサキチョウミカド 岬町三門	299-4613
タ	タカダニ 高谷	298-0021		ミサキチョウヤガミ 岬町谷上	299-4507
ナ	ナガシ 長志	298-0024	ヤ	ヤオトメ 八乙女	298-0132
	ナメガワ 行川	298-0134		ヤマサ 弥正	298-0124
ニ	ニッタ 新田	298-0005		ヤマダ 山田	298-0025
	ニッタノ 新田野	298-0026	ラ	ラクマチ 楽町	298-0122
	ニッタワカヤマフカホリイリアイチ 新田若山深堀入会地	298-0016	ワ	ワカヤマ 若山	298-0001



くらしのガイドブック



発行 いすみ市

〔発行日〕 令和6年4月